

令和6年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会 ～参考資料一覧～

1. 第4期教育振興基本計画リーフレットについて・・・P1
2. 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要について・・・P9
3. 第6次学校図書館図書整備等5か年計画について・・・P13
4. 学習者用デジタル教科書について・・・P19
5. 独立行政法人国立青少年教育振興機構の取組について
・・・P24
6. 教育のDXを加速する著作権制度～授業目的公衆送信補償金制度について～・・・P26
7. 学校における教育活動と著作権（令和5年度改定版）
・・・P52
8. 目の健康に関する啓発資料について・・・P61
9. 道徳教育アーカイブについて・・・P62
10. 「今、求められる力を高める総合的な学習（探究）の時間の展開」（指導の手引き）について・・・P63
11. 「初等教育資料」について・・・P65
12. 「中等教育資料」について・・・P67
13. 放射線副読本について・・・P69
14. 主権者教育に関する副教材等について・・・P70
15. 「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会」論点整理（9月18日公表）について・・・P72
16. 特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援について
・・・P73
17. 外国語教育の改善等について・・・P75
18. 薬害を学ぶための教育の充実について・・・P78
19. B型肝炎に関する教育について・・・P79
20. ハンセン病に関する教育の実施について・・・P80
21. 消費者教育について・・・P86
22. 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」最終報告（令和6年10月）概要について・・・P92
23. リーディングDXスクール事業公開学習会について・・・P94



持続可能な
社会の創り手の
育成

第4期

令和5年度～令和9年度



教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定



日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上



文部科学省

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の 教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

将来の予測が
困難な、
VUCA※の
時代



少子化、
人口減少、
高齢化



地球規模
課題



低い労働生産性、
学ばない社会人



国や社会に
対する
意識の低下



等

※ 「Volatility: 変動性」、「Uncertainty: 不確実性」、「Complexity: 複雑性」、「Ambiguity: 曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック!



2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する
能力や状態に基づく
ウェルビーイング
(獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に
基づくウェルビーイング
(協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

両者を調和ある形で一体的に
向上させていくことが重要



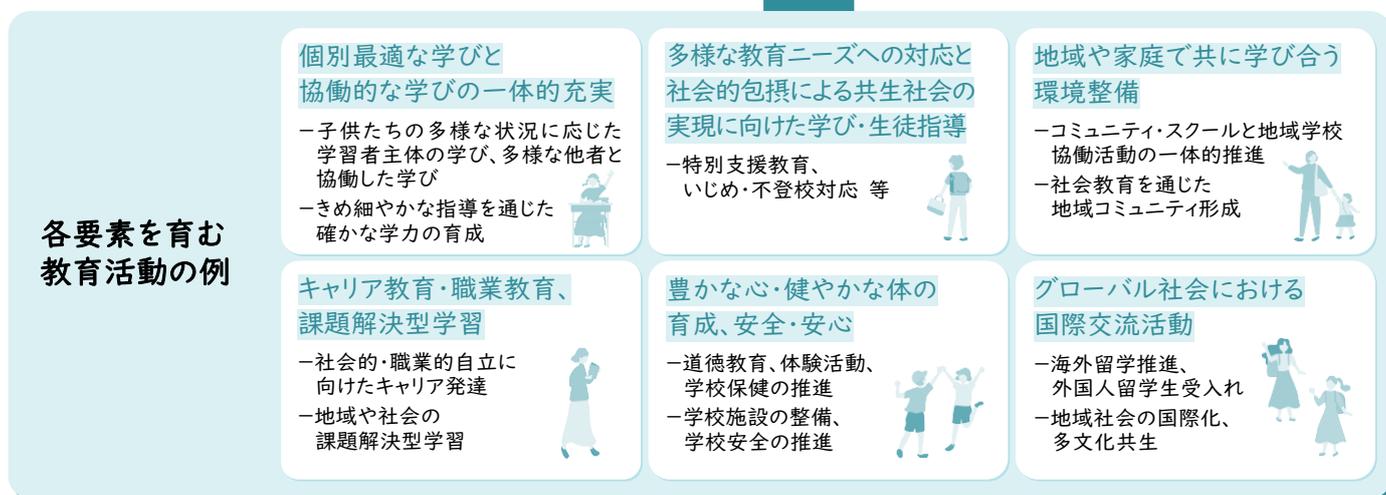
教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

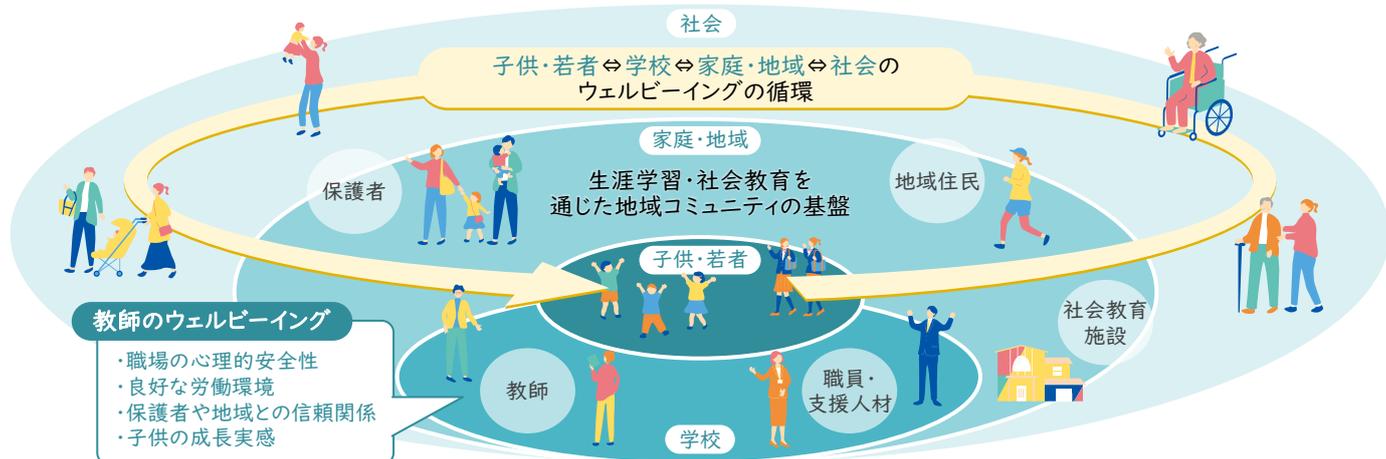


主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

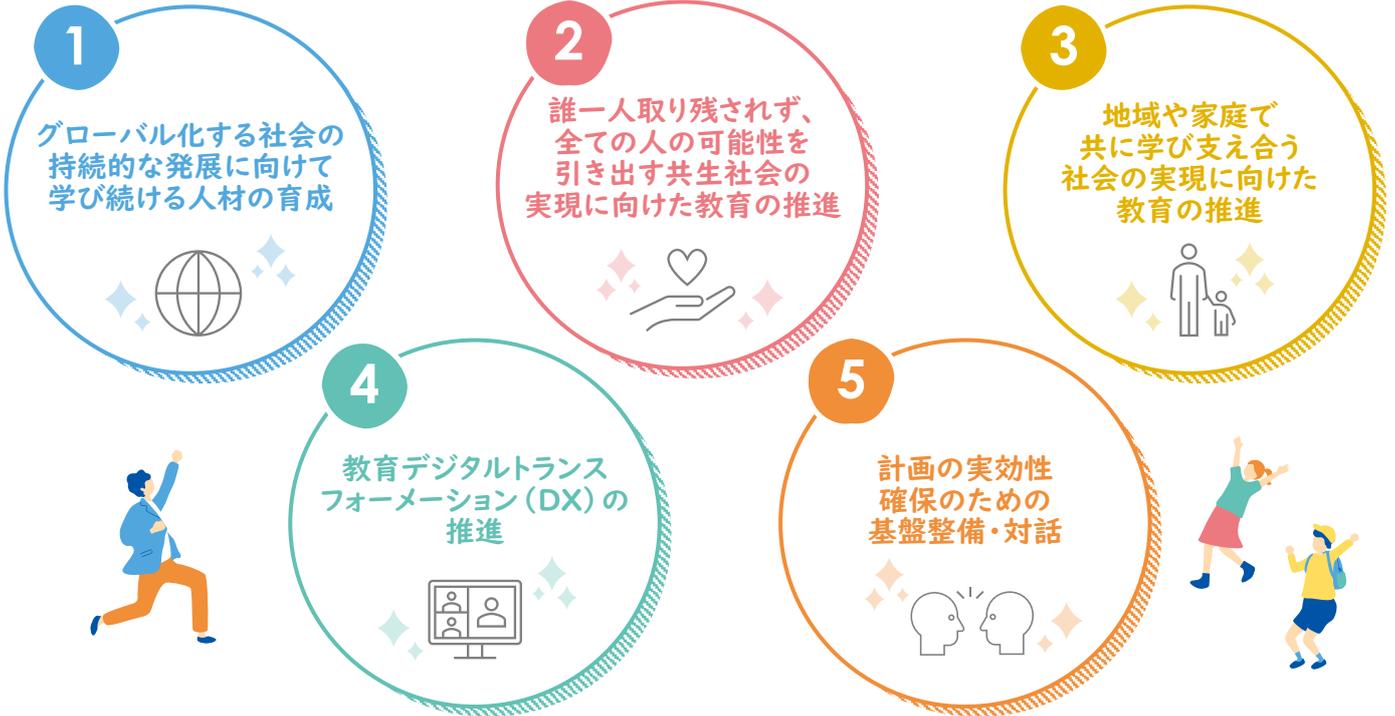
子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック!



5つの基本的な方針



16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

- 基本施策**
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - ・ キャリア教育・職業教育の充実
 - ・ 学修者本位の教育の推進
- 指標**
- ・ 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
 - ・ 大学と企業等と連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設(PBLの実施)を行う大学の割合の増加【新規】

目標 2 豊かな心の育成

- 基本施策**
- ・ いじめ等への対応、人権教育の推進
 - ・ 体験活動・交流活動の充実
- 指標**
- ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
 - ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】
 - ・ 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

- 基本施策**
- ・ 学校保健、学校給食・食育の充実
 - ・ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化
- 指標**
- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
 - ・ 1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標 4 グローバル社会における人材育成

- 基本施策**
- ・ 日本人学生・生徒の海外留学の推進
 - ・ 外国語教育の充実
 - ・ 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化
- 指標**
- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
 - ・ 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先(国内進学者を除く)6割を目指す【新規】

目標

5 イノベーションを担う人材育成



基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】

目標

6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標

7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】

目標

8 生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

目標

9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

目標

10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

11 教育DXの推進・デジタル人材の育成



基本施策

- ・ 1人1台端末の活用
- ・ 校務DXの推進
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・ デジタル人材育成の推進(高等教育)

指標

- ・ 児童生徒一人一人の特性や理解度・進捗に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ・ ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



基本施策

- ・ 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・ ICT環境の充実
- ・ 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ・ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- ・ 教師の在校等時間の短縮【新規】
- ・ 1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



基本施策

- ・ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- ・ へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- ・ 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・ 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・ 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・ 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業(教科・科目充実型)によって行われる実施科目数の増加【新規】

14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- ・ NPOとの連携
- ・ 関係省庁との連携
- ・ 企業等との連携

指標

- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- ・ 職場見学(小学校)・職業体験(中学校)・就業体験活動(高等学校)の実施の割合の増加【新規】

15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



基本施策

- ・ 学校施設の整備
- ・ 学校安全の推進
- ・ 私立学校の教育研究基盤の整備

指標

- ・ 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設(ライフラインを含む)の老朽化対策の実施率の向上
- ・ 私立学校の耐震化の推進(早期の耐震化完了)
- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



基本施策

- ・ 各ステークホルダー(子供を含む)からの意見聴取・対話

指標

- ・ 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー(子供を含む)の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】



今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

- 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方
 - ・教育政策のPDCAサイクルの推進
 - ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成
- 教育投資の在り方
 - ・「未来への投資」としての教育投資の意義
 - ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
 - ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
 - ・国民の理解醸成及び寄附等の促進



策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性
 - ⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話
 - ⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し
 - ⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施
 - ⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手にとってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください!

講演依頼も
こちらまで!

担当 文部科学省総合教育政策局政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2



第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(案)の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

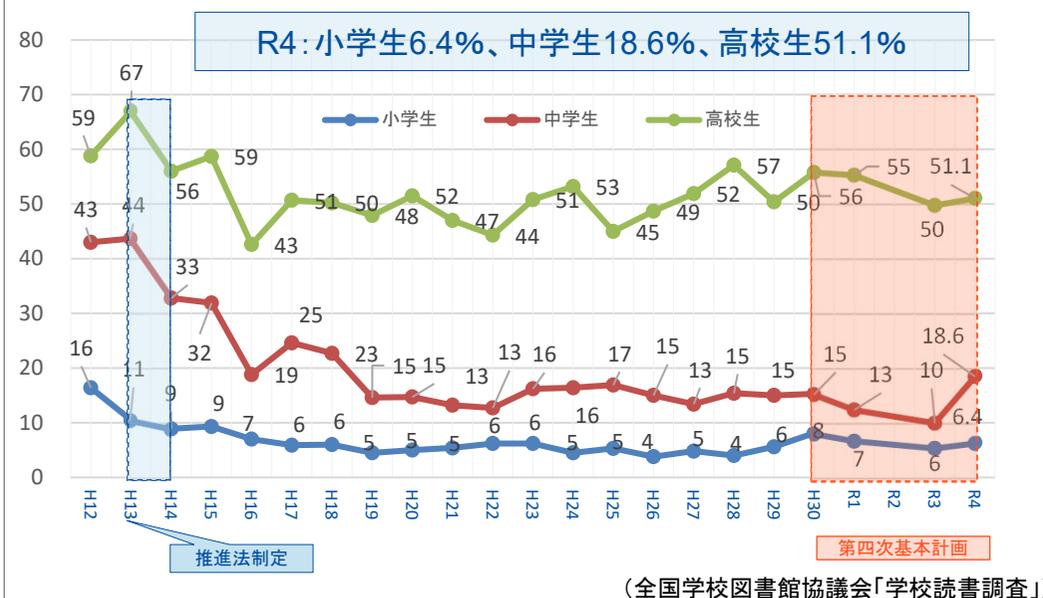
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の出借冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



新型コロナウイルスの感染拡大

○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性

○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

○ 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い

(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)

※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：**探究的な学習活動等での図書館等の活用促進**、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、**多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備**

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、**言語能力や情報活用能力を育むとともに**、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、**図書館及び学校図書館等のDXを進める**

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、**子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる**

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、**学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化**その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市
町
村

市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)

目標:市:100% 町村:80%以上

都
道
府
県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有**

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリアバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



図書の
整備

学校司書
の配置

新聞の
配備



—学校図書館の整備充実をお願いします—

学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**
 中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている**状況です。また、**選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどま**っており、**計画的な整備が進展していない**要因となっています。



小学校 41.1% → **56.9%**
 中学校 37.7% → **56.8%**

高等学校 91.0% → **95.1%**
 ※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。
 ・小学校:平均1.3紙→**平均1.6紙**
 ・中学校:平均1.7紙→**平均2.7紙**
 ・高等学校:平均2.8紙→**平均3.5紙**



小学校 58.8% → **69.1%**
 中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

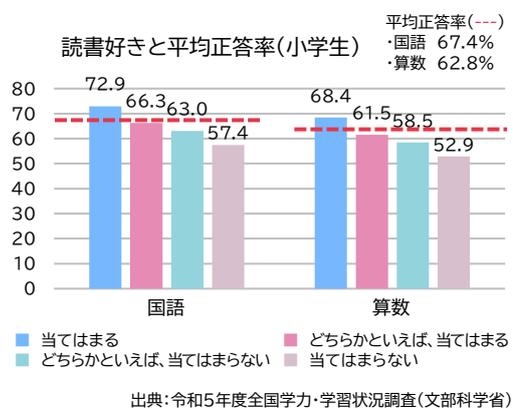
平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるもの**とされました。厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加**しており、その必要性が強く認識されています。



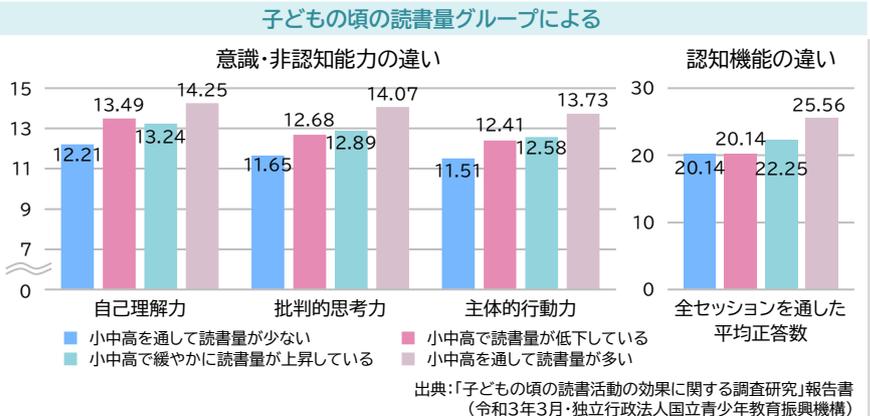
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

読書・学校図書館整備に関する調査結果

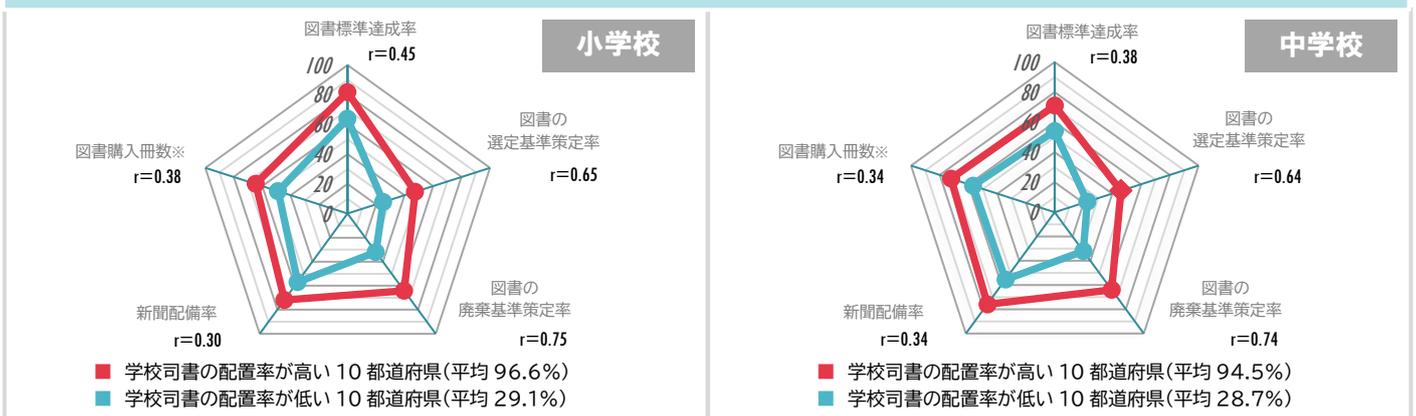
読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。



子ども(小学校高学年~高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知機能が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



【相関係数=r】 0.2 < r ≤ 0.7:相関あり、0.7 < r ≤ 1.0:強い相関あり
 ※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合

学校図書館図書整備等 5 年計画の内容 令和 4 年度→令和 8 年度

！ 令和 4 年度からの 5 年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 **480** 億円 / 5 年総額 **2,400** 億円

各学校における**学校図書館図書標準※**達成を目指すための**新たな図書の整備**に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための**選定基準・廃棄基準**を策定し、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円

(不足冊数分) 単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円 (更新冊数分) 単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標

学校図書館図書標準 **100%** 達成
計画的な**図書の更新**を実施

学校図書館図書の整備



選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや、成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた**学校図書館への新聞の複数紙配備**を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標

小学校等 **2 紙**、中学校等 **3 紙**、高等学校等 **5 紙**

学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標

小・中学校等のおおむね **1.3 校** に 1 名配置
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)

学校司書の配置



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm

地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

図書

- SDGsなど、近年話題になっているテーマの図書も集め、児童が学習しやすい環境づくりをしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- 図書と端末を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しかけ絵本、音が出る絵本など、多様な図書を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子
(福井県立金津高等学校)

新聞

- 全校生徒が新聞記事を読み比べる取組を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- 教育委員会事務局が各新聞社と直接契約を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった学校の事務負担が解消されました。(東京都葛飾区)



学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、継続的な読書指導を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- 授業に学校司書も参加し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、積極的に教材研究の支援を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、意識の向上が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き
(岐阜市立西郷小学校)

- ! 学校図書館の整備状況によっては、都道府県により格差が見られる状況です。
- ! 上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。

適切な予算措置のお願い

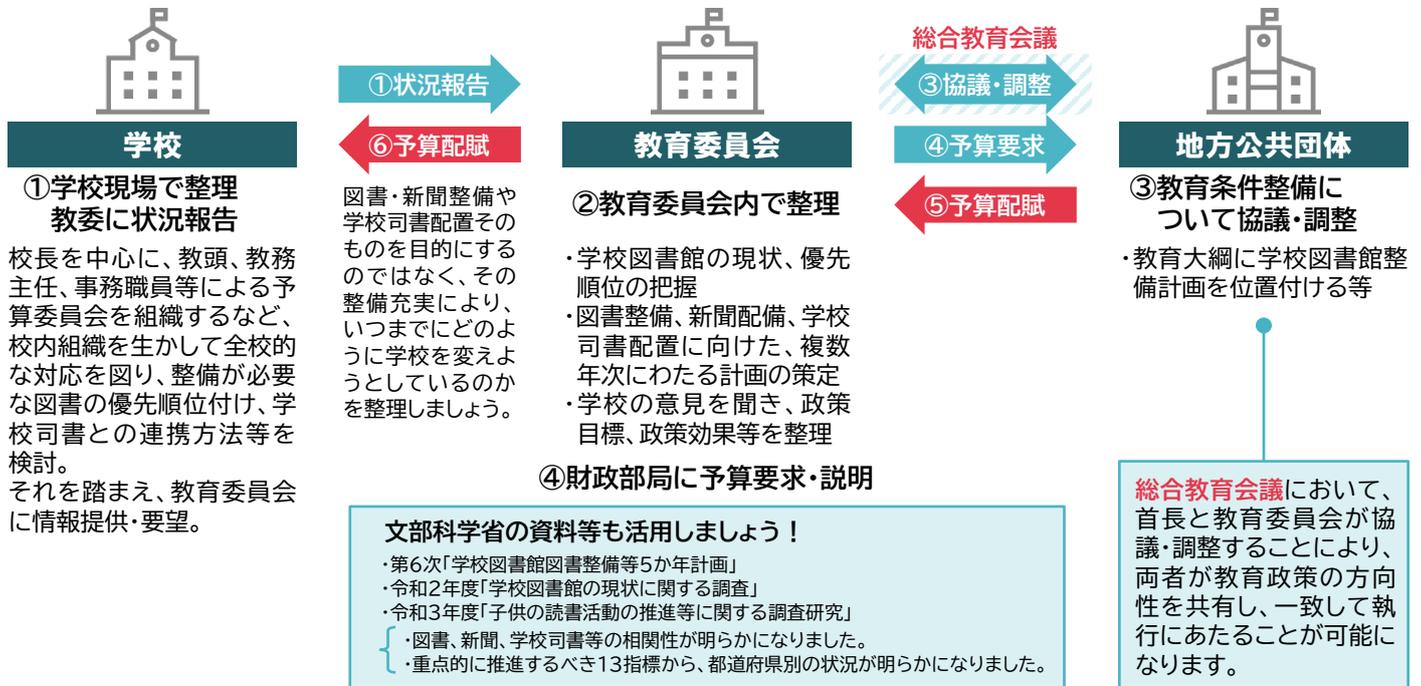
- ! 地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。
- ! 各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。
- ! 教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。
- ! 各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

項目	学校種別	単位	単価	計算式	結果
①図書費	小学校	学級	40.7 千円 ^{※1}	□ × 40.7 千円 ^{※1} =	□ 千円
	中学校	学級	63.1 千円 ^{※2}	□ × 63.1 千円 ^{※2} =	□ 千円
②新聞費	小学校	学級	3.5 千円 ^{※3}	□ × 3.5 千円 ^{※3} =	□ 千円
	中学校	学級	12.8 千円 ^{※4}	□ × 12.8 千円 ^{※4} =	□ 千円
③学校司書費	小学校	校	1,157 千円 ^{※5}	□ × 1,157 千円 ^{※5} =	□ 千円
	中学校	校	1,111 千円 ^{※6}	□ × 1,111 千円 ^{※6} =	□ 千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設の状態】

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞整備の一般財源(63千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞整備の一般財源(192千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小・中学校に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

子どもの読書活動推進のために、学校図書館 の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を掲げております。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。

地方交付税に用途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

学校図書館整備にあたっての留意事項

「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、**図書の現状把握**を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための**校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定**に努めるようお願いします。

新聞の複数紙配備について

本計画では、**小学校において複数紙を配備**できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、**適切な新聞の複数紙配備に努める**ようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて**学校図書館の人的整備の拡充**を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、**学校図書館担当指導主事の配置**や定期的な研修を実施するほか、**学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置**に努めるようお願いします。



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 (令和6年3月発行)

【表紙写真協力】あきる野市立西秋留小学校/長岡市立千手小学校/茨城県立水戸桜ノ牧高等学校

学習者用デジタル教科書について

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

- 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。



導入の方向性

中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」**で導入。
- **その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。

※ 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用

デジタル教科書推進ワーキンググループの設置について

○令和6年7月12日、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会において、「デジタル教科書推進ワーキンググループ」の設置が決定。第1回は9月4日に開催。第2回は10月15日に開催。

○設置の目的：

令和元年度から教科書代替教材としてデジタル教科書が制度化され、令和3年度からは実証事業として、令和6年度からは本格導入として国からデジタル教科書を提供し、学校ICT環境の整備やデジタル教科書に係る標準仕様書、ガイドライン、事例集の整備とも相まってデジタル教科書の活用が進んでいる。

そのような中、次期学習指導要領の検討やGIGAスクール構想第2期を見据えつつ、デジタル教科書の効果・影響を検証し、児童生徒の学びの充実の観点からその在り方と推進方策について検討審議することが必要となっている。

○主な検討事項：

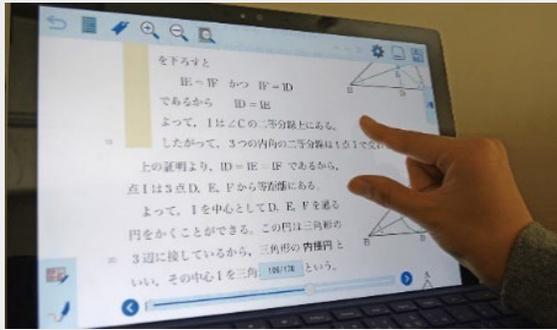
- (1) デジタル教科書の在り方と推進方策
- (2) (1)を踏まえた制度的な位置付けについて
- (3) その他

○委員構成（10名）（令和6年10月30日時点）

- ・堀田龍也主査 東京学芸大学教職大学院教授
- ・中川一史主査代理 放送大学学園次世代教育研究開発センター長、放送大学教授
- ・阿部千鶴委員 横浜市立荏田南小学校校長
- ・太田敬介委員 公益社団法人日本PTA全国協議会会長
- ・岡本章宏委員 一般社団法人教科書協会デジタル化専門委員会委員長、教育出版株式会社DX事業局局次長
- ・坂本雅彦委員 東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
- ・中村めぐみ委員 つくば市立みどりの学園義務教育学校教頭
- ・奈須正裕委員 上智大学総合人間科学部教授
- ・細田眞由美委員 前さいたま市教育委員会教育長、国立大学法人兵庫教育大学客員教授
- ・松谷茂委員 学校法人文化杉並学園理事長、日本私立中学高等学校連合会常任理事

学習者用デジタル教科書の機能例と使用頻度

1 | 拡大



教科書を拡大して表示することができます。

4 | 音声読み上げ



教科書の文章を音声で読み上げることができます。

児童生徒向け大規模アンケート調査 授業における学習者用デジタル教科書の機能別の使用頻度（全体教科平均、抜粋）

対象/機能	拡大	書き込み	保存	音声	色反転	リフロー	ルビ
R5（小・中学生）	約 6 5 %	約 5 6 %	約 4 3 %	約 3 5 %	約 2 3 %	約 4 6 %	約 2 7 %
（参考）R3（小・中学生）	約 6 4 %	約 4 6 %	約 3 8 %	約 3 8 %	約 2 5 %	約 4 0 %	約 2 6 %

注） R5とR3では質問の仕方が異なるため単純比較はできない。

※R3調査は、①「いつも使う」、②「よく使う」、③「ときどき使う」、④「あまり使わない」、⑤「機能はあるが使ったことがない」、⑥「機能があるかわからない/機能自体がない」のうち肯定的な回答（①～③）割合

※R5調査は、①「いつも使う」、②「だいたい使う（4回に3回程度）」、③「ときどき使う（2回に1回程度）」、④「たまに使う（4回に1回程度）」、⑤「機能はあるが使ったことがない」、⑥「機能があるかわからない」、⑦「機能自体がない」のうち4回に1回以上の頻度で使うという回答（①～④）の割合

2 | 書き込み



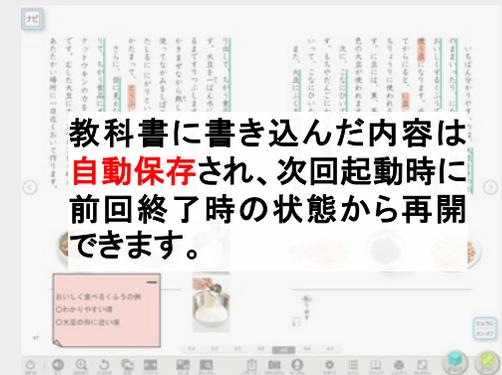
教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

5 | 背景・文字色の変更・反転



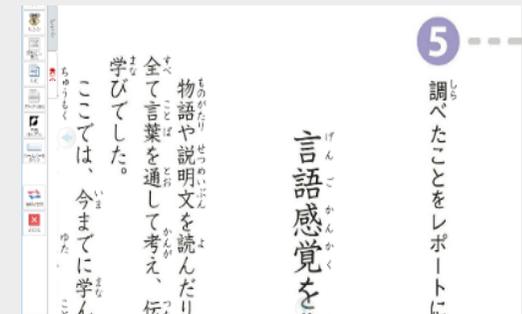
教科書の背景色・文字色を変更・反転することができます。

3 | 保存



教科書に書き込んだ内容は自動保存され、次回起動時に前回終了時の状態から再開できます。

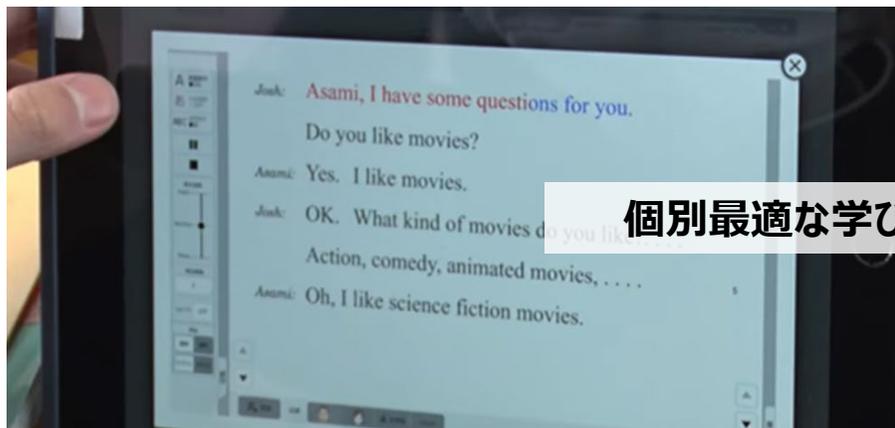
6 | ルビ



教科書の漢字にルビを振ることができます。

学習者用デジタル教科書の活用による個別最適な学びや協働的な学びの充実

- デジタルの特性（音声・視覚情報との一体化やオンラインでの共有化等）を活かすことで、個別最適な学びや協働的な学びの充実につなげることができる。

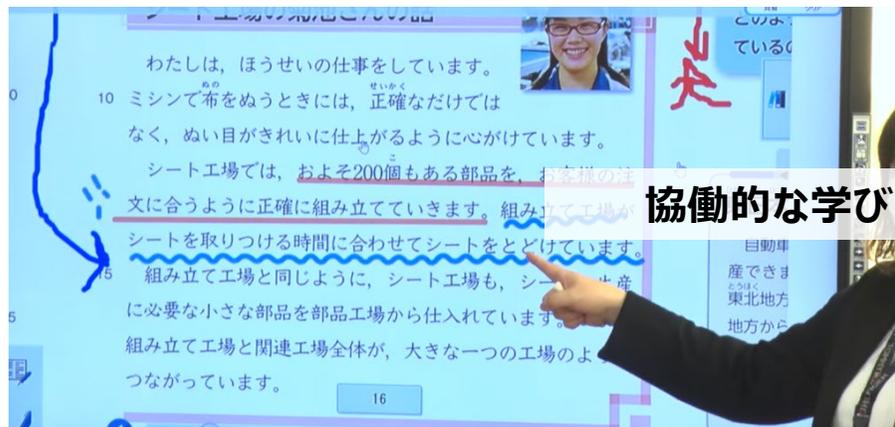


個別最適な学びにつながる活用場面

児童生徒が自分のペースで、ネイティブ・スピーカー等による朗読音声を教科書本文と合わせて確認することができる。

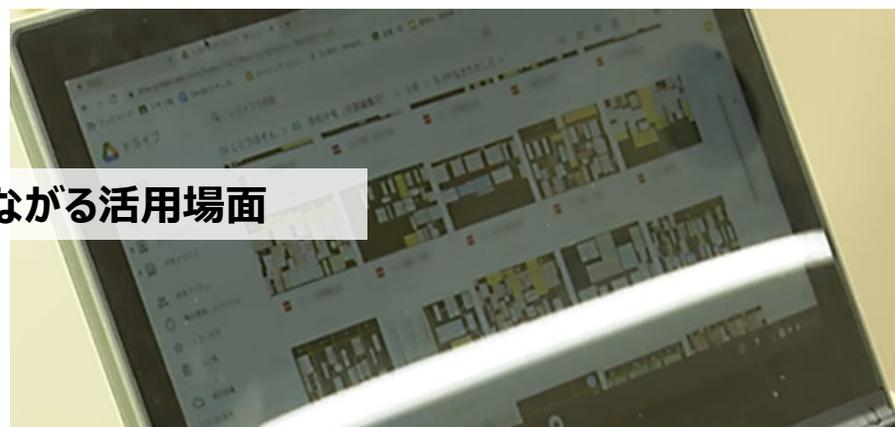


児童生徒が自ら操作しながら、図形やグラフなどの変化を視覚的に理解することができる。



協働的な学びにつながる活用場面

児童生徒が書き込んだ内容を電子黒板や大型提示装置に表示してクラス全体で共有できる。



学習支援ソフトと連携することで、クラス全員の書き込んだ内容を一覧で表示することができる。

- デジタル教科書の活用にあたっては、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要**であることから、中央教育審議会においても、**都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要**であると指摘されています。
 - このような状況を踏まえ、文部科学省では、**デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表**しています。（下記QR参照）
- 学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）

個別最適な学びを実現するための一歩

Point A

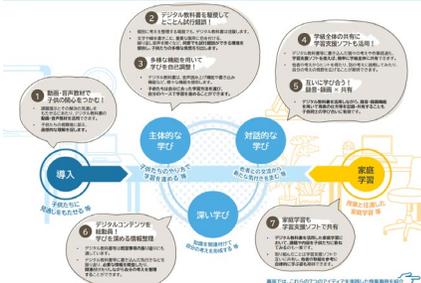
Point B

Point C

詳細はこちら



こんなに使える！デジタル教科書・教材・学習支援ソフト



保護者・教員向け動画



詳細はこちら



教員向け研修資料

デジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を可能とするデジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学び

協働的な学び

個別最適な学びの活用に関するデジタル教科書の効果的な活用のあり方

詳細はこちら



デジタル教科書の効果的な活用例（外国語）

個別最適な学び

協働的な学び

個別最適な学び



その他の事例集・研修動画等はこちら▶▶▶ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm



独立行政法人国立青少年教育振興機構

我が国の青少年教育におけるナショナルセンターとして、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、全国28の国立青少年教育施設を活用し、多様な体験活動の機会と場を提供しています。

全国の国立青少年教育施設

国立オリンピック記念
青少年総合センター (1か所)

国立青少年交流の家
(13か所)

国立青少年自然の家
(14か所)



オリンピック記念
青少年総合センター (本部)

各施設における体験活動

全国**28か所**にある国立青少年教育施設では豊かな自然をはじめとする特色を生かしたプログラムを提供しています。

利用団体の研修の目的達成に向けた教育指導や助言、活動場所・プログラムの提供を行っております。

研修・合宿・イベント等の会場としてぜひご活用ください。

★詳しくは各施設のHPを参照いただき、ご相談ください。

⇒<https://www.niye.go.jp/facilities/facilities.html>



【利用料金等】

オリンピックセンター

- **低廉な利用料金**
学校団体、青少年団体は
宿泊1人1泊1,930円～
- **東京都心へのアクセス良好**

青少年交流の家

- **学校団体、青少年団体等、低額で利用が可能**
幼児（年少以上） 一人300円/泊
子供（小学生～高校生） 一人600円/泊
大人（18歳以上） 一人2,500円/泊

[学生は一人1,200円/泊]

※上記の他、利用期間や利用区分により一部免除制度を設けています。詳細は各施設HPよりご確認ください。

青少年自然の家



施設の立地を生かした体験活動



屋内での活動も可能



普段とは違う環境での会議の場

独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との取組【ボランティア】

ボランティアの養成・研修事業

- 青少年機構でのボランティア活動を通して、**社会に参画する態度を育み、地域に貢献できる能力を有する青少年の育成**を目指しています。
 - ① 機構が実施する教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアを育成する「ボランティア養成・研修事業」
 - ② ボランティアが自ら考案した事業を実施する「ボランティア自主企画」

青少年機構におけるボランティア活動の推進

ボランティアをするには

独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する「ボランティア養成事業」に参加して、「法人ボランティア」として登録します。

ボランティア養成事業とは

目的：ボランティアに関する理論と活動に必要な知識や技術を身に付けます。

内容：ボランティア活動に必要な講義や演習
(例：野外炊事、普通救命救急法等)

法人ボランティアに登録すると

全国28か所にある国立青少年教育施設でボランティア活動することができます。

- ・随時、養成事業を受講した施設やその他希望する施設からボランティア募集の情報が届きます。
- ・活動時は当機構の規程に基づき旅費（交通費、食事代相当額）の支給があります。

- 登録している法人ボランティアの**約7割が大学生**。

独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との主な取組【連携事業・施設利用】

愛媛大学×大洲青少年交流の家

～「伊予の伝統文化を学び伝えるリーダー村」～

概要：地域を大切にし、地域に根ざして活動するリーダーが求められている中で、愛媛の伝承文化を学び、先人の知恵と自然体験の融合した体験活動をすることで、地域を大切にしようとする心を育むとともに、「子どもむかし生活体験村」を自ら計画し、運営することで、地域に根ざして活動しようとするリーダー養成事業を愛媛大学と国立大洲青少年交流の家の共催で実施しており、今年で18年目を迎える。

内容：6日間の日程で、前半の3日間はリーダーシップや児童への接し方、集団作りの技法、普通救命講習、伝承文化等についての研修を行い、後半3日間は、研修での学びを活かして小学4年～6年生を対象とした事業「子どもむかし生活体験村」の企画・運営を行います。
令和6年度は、8月20日～25日で実施しました。



上越教育大学×妙高青少年自然の家

ボランティア活動の単位認定

概要：上越教育大学の「ボランティア体験」の科目を履修している学生は、新潟県に立地している国立妙高青少年自然の家主催の「ボランティア養成事業」に参加する等で合計15時間以上のボランティア活動の実践により、当該科目の単位が取得される。



群馬大学・宇都宮大学 共同教育学部 × 赤城青少年交流の家

～施設利用を通じた研修の充実～

概要：群馬県に立地している国立赤城青少年交流の家を会場に、群馬大学及び宇都宮大学の共同教育学部に在籍する2年生全員が参加する合同研修を実施。

内容：令和6年度は8月22日に日帰りで393人の学生が参加。グループ別交流会の後に、野外活動を実施。

- 教育大学等と青少年機構が協働した取組み事例は、上記の他にもあります。
- 教職を目指す大学生に**集団宿泊を通じた体験活動の機会と場を提供**することを通して、それらの活動の**重要性を体験的に実感する契機**となります。
- 大学が有する教育資源と青少年機構が有する教育資源を融合し、**青少年の諸課題の解決に向けた取組み**を推進しています。

教育のDXを加速する著作権制度 ～授業目的公衆送信補償金制度について～

2024年5月
文化庁著作権課

著作権法によって定められた、
ICTを活用した教育を推進するために

著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス
をとった制度。

著作物の利用円滑化

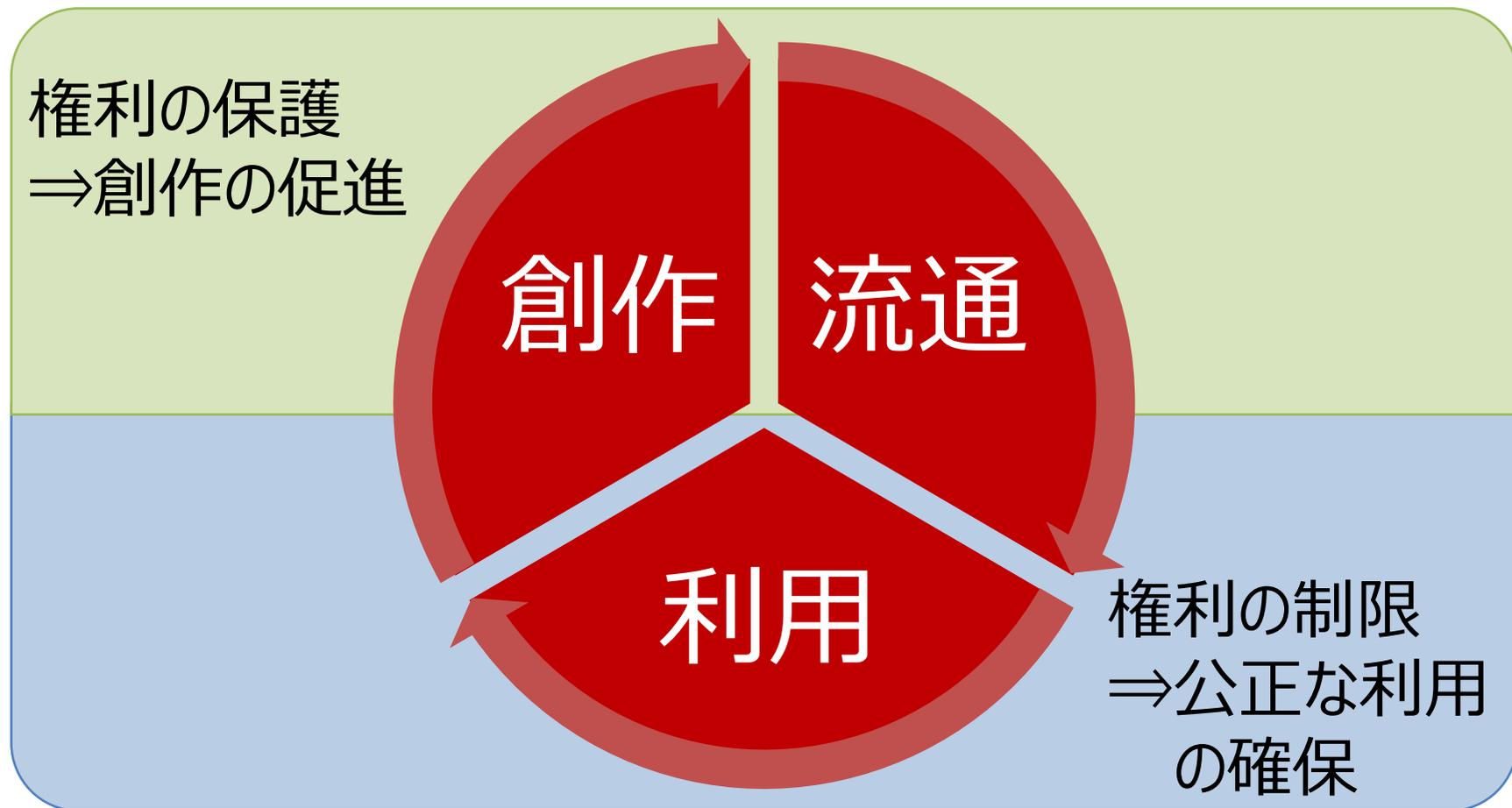


著作権者の利益保護

そもそも「著作権」とは（著作権法の目的）

● 著作権法の目的（著作権法第1条）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。



「著作権を持っている」とは

著作権を持っている（権利者である）とは、

- 誰に、いくらで、どういう条件で利用させるかを決めることができる
- 他人が無許可で著作物を利用（コピー／上映／ネット配信…など）することを禁止できる



著作物を利用したい人
（利用者）



著作権を持っている人（権利者）
例：作家や作曲家などのクリエイターなど

➡ 他人の著作物をコピーしたり、ネット配信したりするなどの利用をするには、
原則、著作物毎に許可（許諾）を得ることが必要

では何故、学校で許諾を得ずにコピーを配ることができるのか

一定の条件を満たすと、著作権を持っている人（権利者）の権利が制限される = **権利者が「ダメ」と言えない場合**がある。



著作物を利用したい人
(利用者)

一定の条件で権利が使えなくなる



著作権を持っている人（権利者）
例：作家や作曲家などのクリエイターなど

➡ **著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）** などにより、
一定の条件を満たせば、無許諾でコピーを配るなどの利用ができる

どういった場合に著作権法第35条の条件は満たされるのか

著作権法第35条が適用されるには以下のような条件を満たすことが必要。

① 対象施設（どこで？）

学校その他の教育機関（営利を目的としないもの） ※ 塾・予備校（認可なし）は×
つまり、幼稚園や保育所、小中高校、大学、専門学校、公民館、図書館、美術館などは○

② 対象主体（誰が？）

教育を担当する者（教員等） + 授業を受ける者（児童・生徒・学生等）
※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可
※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度（どういう目的？）

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度
※ 教育課程外の教育活動（例：部活動）も含まれるが、職員会議などは×
※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×
※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為（どんな使い方？）

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

**授業目的公衆送信補償金制度
の開始でここが変わった**

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
※ 教科書の履修期間におけるコピー・送信は○
※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始前）

この制度が開始される前は、利用者は「複製」と「一部の公衆送信」のみ無許諾・無償で行えた。

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用する資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継 遠隔地の会場



要許諾

（権利者毎に個別に許諾を得る必要）

（著作権法第35条第1項・第2項）

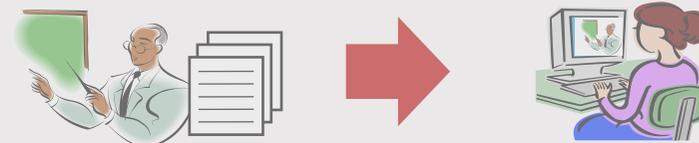
2018年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合には、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始後）

この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾・有償**で行えるように。

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用する資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場



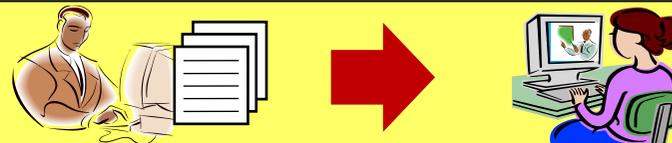
無許諾・有償 （文化庁が認可する補償金）

（著作権法第35条第1項・第2項）

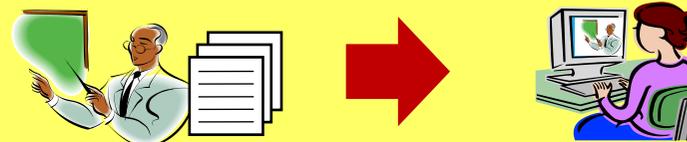
2018年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

対面授業と遠隔授業との相違点

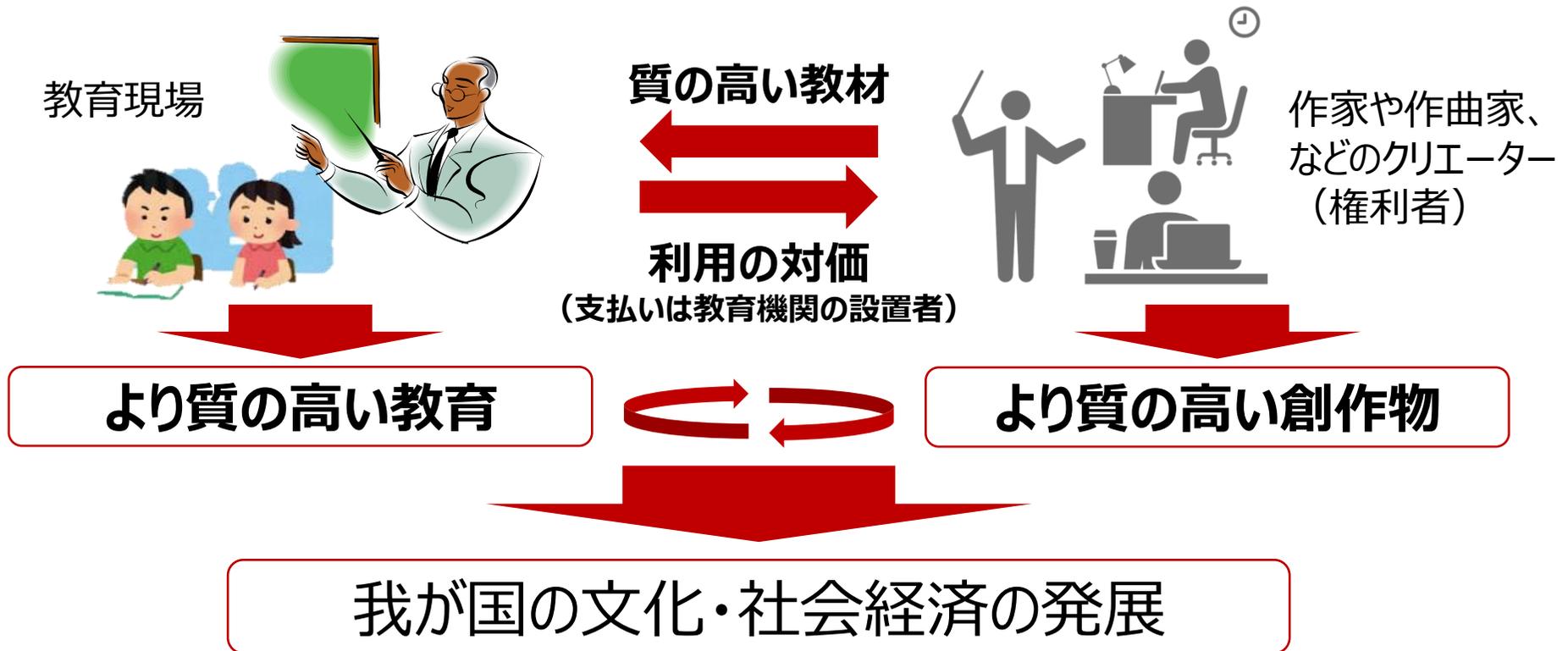
- 著作権は法律で認められた私権であり、著作物の複製や公衆送信といった利用行為ごとに権利が及ぶというのが国際的なルール。外国の著作物利用への対価還元も必要。

	日本	ヨーロッパ (ドイツ、フランスなど)
複製 (対面授業)	紙の複製・配布： 無許諾＋無償 ※現行法制定時（昭和45年）の印刷技術が前提（広がる範囲が限定的）。 ⇒ 本来有償 のところ、法改正時は、 教育現場の混乱を避けるため、無償を継続 。	有償
公衆送信 (遠隔授業)	許諾権に基づく対価（権利者毎の使用料） ↓ 無許諾＋文化庁が認可する適正な額の補償金 ※ <u>ネット送信はその広がり</u> に制約がなく、複製より権利者への不利益が大きい。	有償

制度の意義①

著作物等の教育利用におけるクリエイション・エコシステム

- 非営利の教育活動であっても、コンテンツのコピーや送信をされると書籍や論文などの売上げにも影響。
- 作家や作曲家などの**クリエイターは、創作時に汗をかき、創作物の対価により次の創作**を行う。適切な対価還元により**創作が活性化され、質の高いコンテンツが生み出される**。
- これを教育現場で教材等に活用することで、**教育の質の向上が図られるという好循環**につながる。



※ 補償金額については、**法改正の際の附帯決議において「妥当な水準」に設定することとされている。**

※ 文化庁が定める認可基準においては、営利事業等とは異なる特性への配慮や、教育機関の種別等に応じた著作物利用の現状とニーズの見通しなどに照らし、額の水準を判断することとしている。

制度の意義②

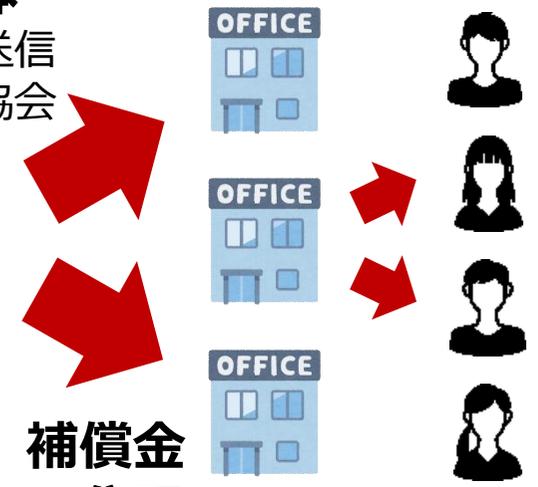
教育向けのコンテンツの定額利用

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエイターへの対価還元により次なる創作を促す。

許諾権の制限とワンストップの窓口
コンテンツの定額利用



分配業務受託団体
(著作権等管理事業者等)



補償金の
分配

作家や作曲家
などの権利者

- 利用のための許諾が不要
⇒権利者を探さなくていい
⇒利用を断られない
- 早くて簡便な手続
⇒授業準備に余分な手間を取らない
⇒教員や児童生徒は手続き不要

1人年間数百円程度で
何度でも利用可能

(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。

- 2006年に授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを文化審議会において検討。しかし、**教育関係団体としての意見集約がなされなかったこと**などから結論に至らず。
- 2014年度から文化審議会ですべて改めて議論。権利者と教育機関との利害調整は困難を極めたが、**約4年間かけてようやく両当事者※が合意**。（2017年4月文化審議会著作権分科会報告書）
- 2018年の通常国会において本制度の創設を盛り込んだ法案が**賛成多数で可決・公布**。
- 2018年度より、新制度のガイドライン等を当事者間で策定するための「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を開催。本フォーラムには、**権利者団体と国公立の学校種毎の教育機関の設置者等が参加**。ここでは**有償の補償金を前提として、新制度によりどのような利用が可能となるかなどを整理**。
- 新型コロナウイルス感染症の流行という事態の緊急性・重要性に鑑み、**2020年度に限って特例的に補償金額を無償**に。クリエイターにとって特例的な配慮。
- 2021年度からの本格実施に向け、**2020年8～9月に指定管理団体により教育機関の設置者団体に意見聴取**を行い、その結果も踏まえ**2020年9月末に文化庁に対して補償金額の認可申請**。文化審議会における議論を経て、**2020年12月18日に補償金額を文化庁長官が認可**。

改正法の施行期限である**2021年度以降は有償で本制度を開始**

※：教育の情報化の推進に関する当事者間協議において議論。教育関係者からは、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、権利者団体からは学術著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会、日本文藝家協会、日本新聞協会が参加。また平成28年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）には、初等中等教育関係団体（全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長会、日本私立小学校長会、日本私立中学高等学校連合会、全国国立大学附属学校連盟）、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国専修学校各種学校総連合会が意見書を提出の上、合意。

指定管理団体（SARTRAS）について

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（第104条の11）。
- 2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

略称：SARTRAS（サートラス）

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、一橋大学名誉教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

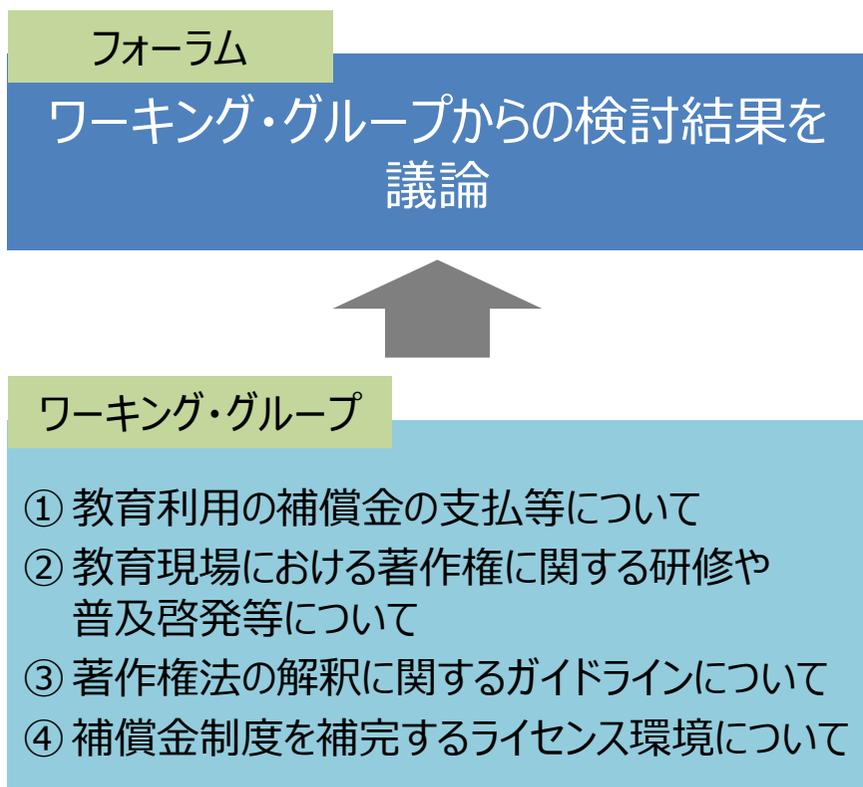
- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の1 3 第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧（2024年4月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作権連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムについて

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 2018年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、**2020年12月に「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を、2021年11月に「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度）初等中等教育における特別活動に関する追補版」を公表。**



著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの構成団体・構成員例

利用者側

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会

その他 有識者 関係団体 等

権利者側

- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

著作権法第35条に関するガイドラインについて

著作権法第35条運用指針の主な内容

- 授業を目的とする著作物利用についての著作権法の解釈に関するガイドラインを下記のような例示を含めて「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への 著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館 等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担当する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位まで の数の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを 1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ● ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信

初等中等教育における特別活動に関する追補版

- 初等中等教育における運動会、文化祭等の特別活動（学校行事等）においてオンラインを活用したいとの問い合わせが、教育機関設置者や学校から多く寄せられたことに対応するため策定。運用指針の基本的な考え方を整理しつつ、特別活動で行われる保護者等へのインターネット配信の考え方の視点を加え説明。

認可された補償金額の概要



○ **意見聴取期間** 2020年8月6日～9月23日

○ **文化庁長官認可日** **2020年12月18日**

○ **認可された補償金額**

■ 補償金の料金体系と金額^{※1}

① 学校種別の年間包括料金^{※2} (公衆送信の回数は無制限)

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額

- 大学 720円 (月平均60円)
- 高校 420円 (月平均35円)
- 中学校 180円 (月平均15円)
- 小学校 120円 (月平均10円)
- 幼稚園 60円 (月平均 5円)

● 社会教育施設、公開講座等

30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**

② 公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎)

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

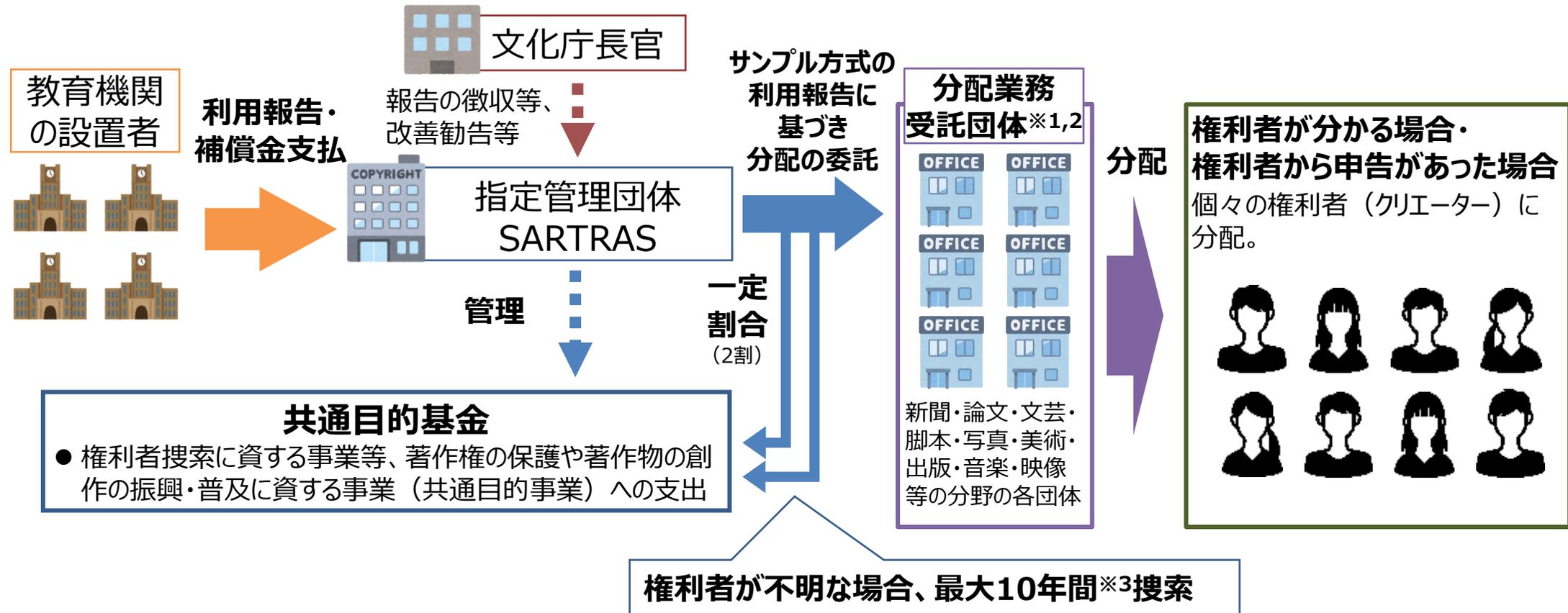
■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

※1：消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税等に相当する金額を別途加算する。 ※2：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

補償金の分配スキームの概要

- サンプル方式による利用報告に基づき、原則として著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。
- 補償金の一定割合は、**著作権の保護、著作物の創作振興・普及に資する共通目的事業に支出**。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分配の再委託は原則不可。ただし適正で効率的な分配を実現するためやむをえない事情がある場合、SARTRASの承認を得て可能。再委託に係る経費は受託団体が負担。 ※2：分野を網羅する団体がない場合は、SARTRASが直接分配。 ※3：一般債権の消滅時効が最大10年であることから。

2021年度收受補償金と分配

2021年度授業目的公衆送信補償金收受総額 4,871,704千円

内訳(初等中等教育收受額 2,241,872千円、高等教育收受額 2,629,247千円 4条補償金584千円)

分配基金 3,410,310千円	共通目的基金 20% 974,223千円	管理手数料 10% 487,170千円 (2021年度、 2022年度分 合計)
---------------------	----------------------------	---

※本資料を通じて金額の端数処理の関係で合計等に若干誤差が生じております。ご了承ください。

2021年度補償金分配

収集された利用報告数 約61,700件

調査対象校数約1,000校

補償金を分配するための資料(教育機関で実際に利用された著作物の一覧)は、教育機関へかかる負荷に配慮し、2021年度は申請をいただいた教育機関の中から約1,000校に1か月分の報告を依頼

利用報告に含まれる分配対象著作物数 約132,100件

分配対象著作物の権利者特定作業実施

2021年度分分配限度額決議 第1回 2022年10月 第2回 2023年2月

※権利者特定作業に時間を要した結果、2回に分けてSARTRASの委託により補償金分配を担当する分配業務受託団体(2023年9月現在18団体指定済)別に分配限度額を決定)

共通目的基金

2021年度收受補償金の2割とする共通目的基金を原資に2022年度に共通目的事業(著作権等の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興等に資する事業(委託事業1件、助成事業38件))を実施(2021年度中の実施事業はない)。

2021年度補償金分配業務受託団体別分配限度額等一覧

- 各受託団体は、分配限度額の範囲内で特定できた権利者分をSARTRASへ請求し、送金を受けて権利者宛へ分配

受託団体名	規程第3条補償金 分配限度額（税別・千円）	規程第4条補償金 分配限度額（税別・円）
一般社団法人新聞著作権管理協会	113,227千円	15,275円
一般社団法人学術著作権協会	208,329千円	85,337円
協同組合日本脚本家連盟	12,591千円	70円
一般社団法人日本美術著作権連合	719,835千円	165,160円
公益社団法人日本漫画家協会	13,480千円	983円
一般社団法人日本レコード協会	34,722千円	3,120円
協同組合日本シナリオ作家協会	689千円	0円
一般社団法人教科書著作権協会	199,617千円	20,448円
一般社団法人日本美術著作権協会	2,145千円	0円
一般社団法人日本音楽著作権協会	147,202千円	8,956円
株式会社NexTone	6,857千円	0円
一般社団法人日本写真著作権協会	478,101千円	34,260円
公益社団法人日本専門新聞協会	419千円	0円
公益社団法人日本文藝家協会	43,573千円	145,356円
一般社団法人日本動画協会	38,346千円	0円
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	121,989千円	3,190円
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	55,341千円	17,855円
一般社団法人出版者著作権管理機構	350,377千円	3,373円
SARTRAS（受託団体未定分）	862,920千円	22,884円
総計	3,409,768千円	526,267円

2024年3月現在のSARTRASから分配業務受託団体への送金額及びSARTRASからの直接分配分合計は約1,443,438千円（税別）。

授業目的公衆送信補償金の申請状況（2024年3月31日現在）

※申請済教育機関設置者及び教育機関名をSARTRASウェブサイトにて公表中

登録設置者件数	
国立	98
公立	1,770
私立	1,409
その他	68
合計	3,345

教育機関種別	登録設置者件数		
	申請件数 (a)	文科省統計総数 (b)	申請率 (a/b)
幼稚園	489	8,837	5.5
小学校	17,672	18,980	93.1
中学校	9,057	9,944	91.1
義務教育高校	185	207	89.4
高等学校	4,230	4,791	88.3
中等教育学校	47	57	82.5
高等専門学校	57	58	98.3
大学（短大以外）	737	810	91.0
大学（短大）	235	303	77.6
特別支援学校	1,148	1,178	97.5
専修学校	915	3,020	30.3
各種学校	43	1,015	4.2
幼保連携型認定こども園	53	6,982	0.8
合計	34,868	56,318	61.9

対象別、設置者別の財政措置等の状況

● 文部科学省における財政措置等の状況

文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立学校等については地方財政措置を講じ、国立大学等や私立学校等については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の2023年度予算に補償金の支払いに必要な経費を計上。

対象	補償金額※1	設置者		
		国立	公立	私立
大学（短大・高専（4年生以上）を含む）	720円	運営費交付金	地方財政措置	私立大学等経常費補助金
高等学校（高専（1～3年生）を含む）	420円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金＋地方財政措置
中学校	180円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金＋地方財政措置
小学校	120円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金＋地方財政措置
幼稚園等	60円	運営費交付金	地方財政措置	施設型給付又は私立高等学校等経常費助成費補助金＋地方財政措置
特別支援学校※2	上記の半額	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金
専修学校・各種学校	専門課程720円 高等課程420円 一般課程及び各種学校 上記の各教育段階に応じた額	運営費交付金	地方財政措置	地方財政措置

※1：消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税等に相当する金額を別途加算する。 ※2：視覚障害者・聴覚障害者のための複製等（著作権法第37条・第37条の2）に該当する場合は無償。

- 授業目的公衆送信補償金制度の内容について

【担当】文化庁 著作権課 著作物流通推進室（内線2847）

- 地方財政措置や予算措置等について

1. 初等中等教育

- 国立大学附属学校

【担当】高等教育局 国立大学法人支援課 総括係（内線3339）

- 公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

【担当】初等中等教育局 学校情報基盤・教材課 GIGA基盤企画係（内線3148）

- 私立高等学校等

【担当】高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係（内線2547）

2. 高等教育

- 国立大学等

【担当】高等教育局 国立大学法人支援課 総括係（内線3339）

- 公立大学等

【担当】高等教育局 大学教育・入試課 公立大学係（内線3370）

- 私立大学等

【担当】高等教育局 私学部 私学助成課 助成第一係（内線2028）

- 国立高等専門学校

【担当】高等教育局 専門教育課 高等専門学校第一係（内線3347）

- 公私立専修学校

【担当】総合教育政策局 専修学校教育振興室 専修学校第二係（内線2938）

3. 社会教育等

- 公立社会教育施設

【担当】総合教育政策局 地域学習推進課 地域学習推進係（内線2967）

- 教育研修センター

【担当】総合教育政策局 教育人材政策課 庶務・助成係（内線2959）

- 文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>



←補償金額の認可の内容等についてはこちら

- 指定管理団体（SARTRAS）補償金のお支払いについて
<https://sartras.or.jp/oshiharai/>



←補償金規程や補償金のお支払いについてはこちら

- 「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」

<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>



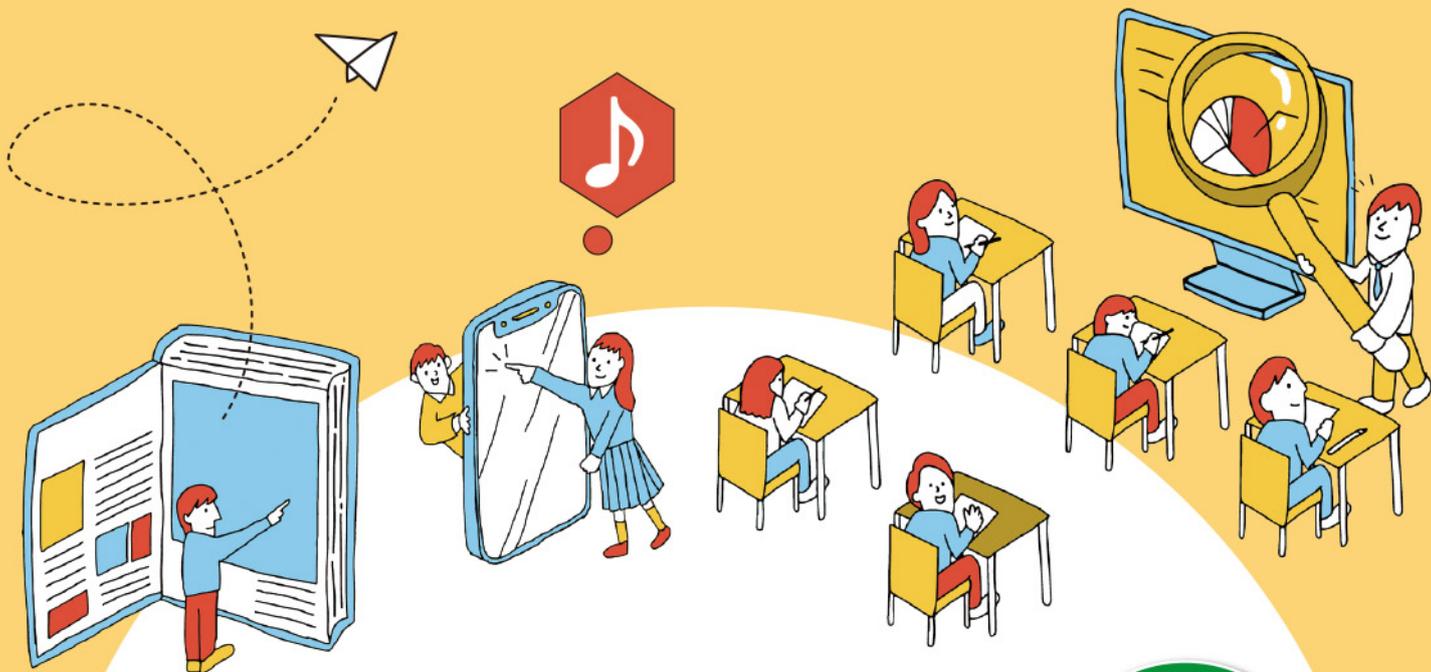
←授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインはこちら

- 初等中等教育における特別活動に関する追補版

<https://forum.sartras.or.jp/info/006/>



←初等中等教育における運動会、文化祭等での著作物利用に関する追補版ガイドラインはこちら



学校における

令和5年度
改定版

教育活動と著作権



著作権課



利用の際は必ず下記サイトを確認ください。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

このマークは本説明資料に掲載している
すべての著作物について付けられたものです。

学校教育における 著作物利用のルール

学校等の教育機関において、小説、絵、音楽などの作品を利用する場合、その公共性から、一定の範囲で自由に使うことができます。

具体的には以下の規定があります。

1

学校の授業における複製またはインターネット送信（第35条）

（翻訳、編曲なども可）

P3～P6

2

試験問題としての複製（オンライン試験を含む）（第36条）

（翻訳も可）

P7

3

レポート作成などでの「引用」（第32条）

（翻訳も可）

P7

4

文化祭、部活動などでの上演等（第38条第1項）

P8

これらに当てはまらない利用の場合は、
著作権者へ**了解（許諾）**を得る必要があります。

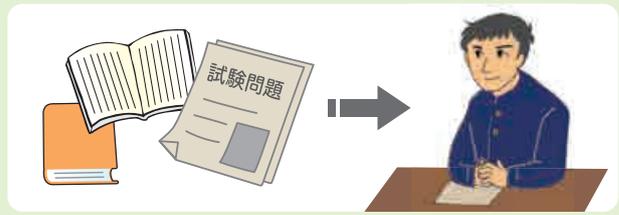


法律を可視化!

学校教育において、著作物を自由に利用できる場面の具体例です。規定については、それぞれの要件をご確認ください。

入学試験

入学試験など(オンライン試験を含む)において、試験問題として小説の一部を出題する
⇒試験問題としての複製(第36条)



対面授業

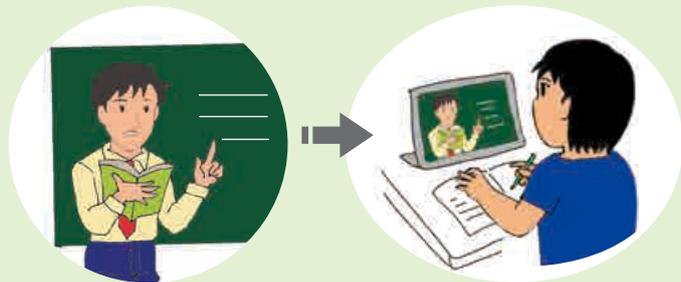
授業用の資料で、教科書や資料集の文章・図版を付けて配布
⇒授業における複製(第35条)
学生が、プレゼン資料に教科書の一部を引用
⇒引用(第32条)
教科書の朗読など
⇒非営利無料の上演・演奏・上映・口述(第38条)



オンライン授業

ミーティングシステムで児童生徒とつないだ、オンライン授業
事前学習用に絵画や写真などをクラウド・サーバにアップロードする
⇒授業におけるインターネット送信(第35条)

¥ 補償金の支払いが必要



※授業において、学習者用デジタル教科書を児童生徒へインターネット送信(第33条の2)することも可能(補償金の支払不要)

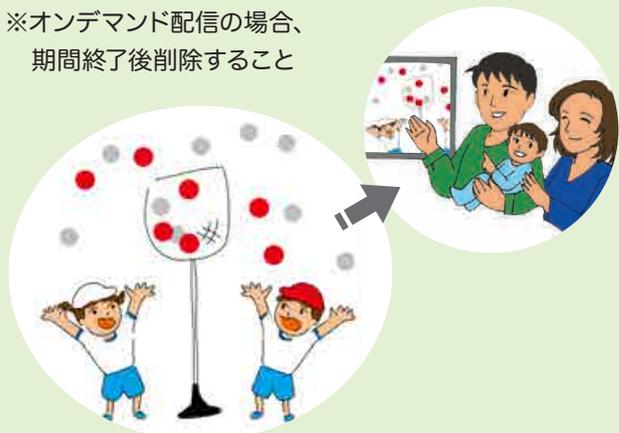
運動会・文化祭(初等中等教育)

CD音源をBGMに使った演劇・合唱など
⇒非営利・無料の上演・演奏・上映・口述(第38条)
看板でのキャラクター使用
⇒授業における複製(第35条)

音楽などを使った運動会の映像を保護者向けに配信
⇒授業におけるインターネット送信(第35条)

¥ 補償金の支払いが必要

※オンデマンド配信の場合、期間終了後削除すること



1 学校の授業における複製またはインターネット送信 (第35条)

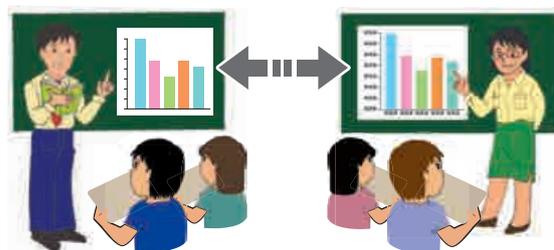
▶ どうすれば自由に利用できる? 5~6ページの確認フローチャートを参照

適用例

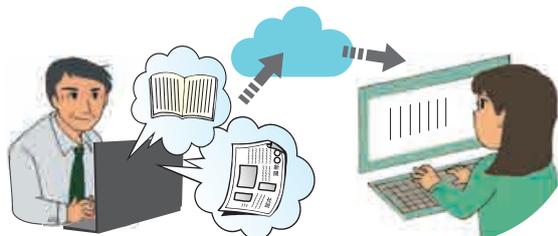
新聞の記事や写真をコピーした授業用のプレゼン資料を作成し、クラスに配布する。



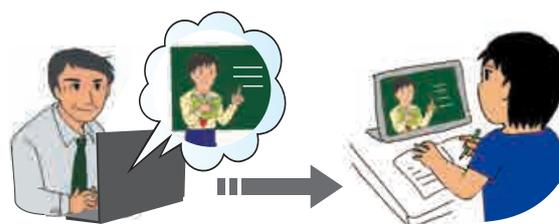
インターネットでつないだ遠隔合同授業 (同時中継) で他の会場に送信



授業に必要な教科書や新聞記事などの文章・図を資料にまとめ、児童生徒のみ利用できるクラウド・サーバにアップロードする。



教員が授業の動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できる方式で配信する。



運動会の際に音楽等を利用し、その様子を保護者などにも配信する。

留意点

運動会、文化祭などの特別活動の様子は、一定の条件のもと、保護者や協力者 (来賓や開催に伴い協力を得た地域ボランティアなど) へインターネット配信することができます。

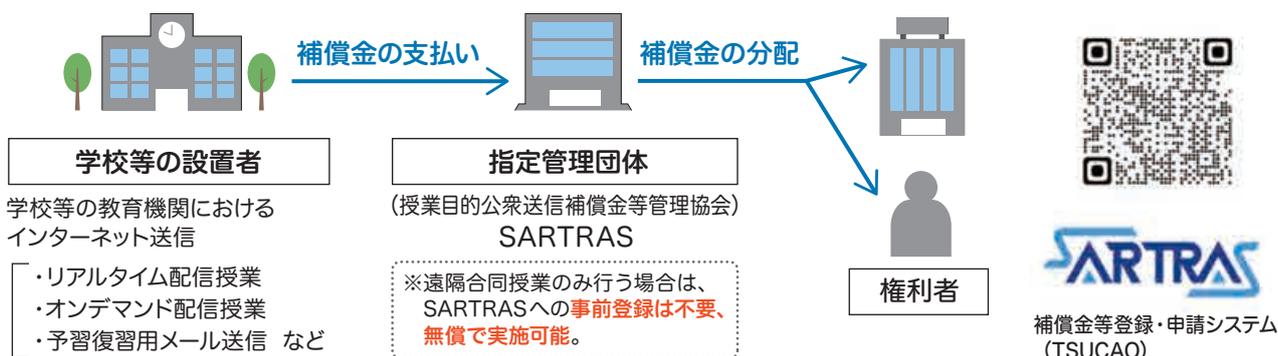
①リアルタイム配信 無許諾・補償金の支払いで、実施可能。

②オンデマンド配信 特別活動の主催者 (学校長等) が視聴期間をあらかじめ設定し、視聴期間終了後にコンテンツを即時抹消・破棄することを条件に、無許諾・補償金の支払いで実施可能。ただし、URLの拡散、映像の保存やインターネット上の転載を行わないこと等を、配信を受ける保護者から同意を得る必要があります。

なお、記念品として配付する目的で、著作物が含まれる特別活動の映像を保存する場合は、授業に該当せず、教員や児童・生徒等の利用ではないことから、著作者・著作隣接権者等からの許諾が必要です。

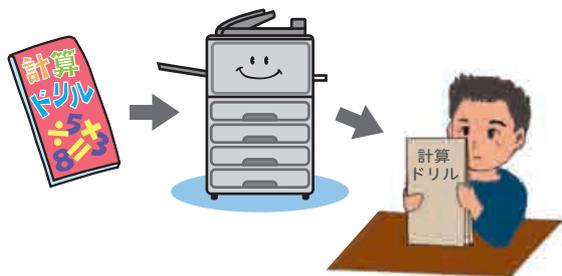


インターネット送信を伴う利用の場合、学校等の設置者 (教育委員会、学校法人等) によるSARTRASへの事前登録が必要です。



許諾が必要

算数のドリルを児童生徒に購入させず、コピーして配布する。



授業に該当しない教職員会議の資料にコピーする。



文書作成ソフト、表計算ソフト、PDF編集ソフトなどのアプリケーションソフトを授業の中で使用するために複製する。



履修者等の数を明らかに超える部数をコピーする。



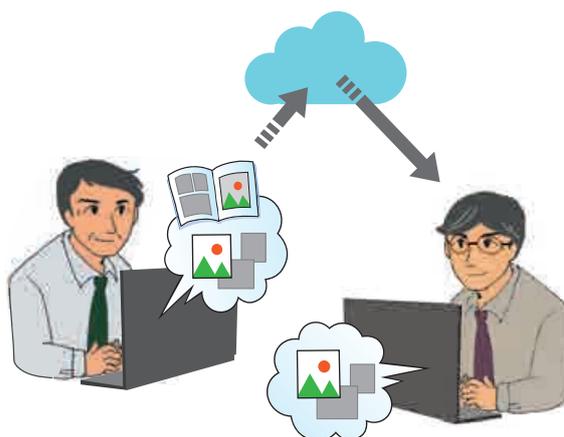
社会科の資料集の写真を製本し、いつでも使える教材にする。



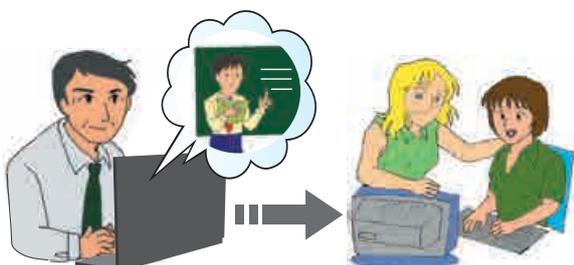
算数のドリルを児童生徒に購入させず、スキャンしてクラウド・サーバにアップロードし利用させる。



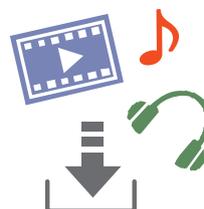
画集から多くの作品をスキャンしてクラウド・サーバにアップロードし、教員間で共有する。



教科書の解説授業を、学校のホームページにアップロードし、誰でも見られる状態にする。



絵本の読み聞かせ動画や、映像・楽曲を、いつでも視聴・ダウンロードできるようにする。



第35条の利用要件確認フローチャート

以下のフローチャートは、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が公開している著作権法第35条運用指針をもとに作成しております。詳細については、右記QRコードをご確認ください。

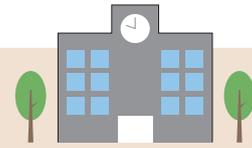
改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）

改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）特別活動追補版



1

非営利目的で設置された教育機関ですか？



該当例

- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校、大学など（学校教育法）
- 防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関（各省の設置法や組織令など関係法令等）
- 職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等）
- 保育所、認定こども園、学童保育（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
- 公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育施設（社会教育法、博物館法、図書館法など）
- 教育センター、教職員研修センター（地方教育行政の組織及び運営に関する法律など）
- 学校設置会社経営の学校（構造改革特別区域法。営利目的の会社により設置される教育機関だが、特例で教育機関に該当）

非該当例

- 営利目的の会社や個人経営の教育施設
- 専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾
- カルチャーセンター
- 企業や団体等の研修施設

いいえ

非該当

はい

該当

2

「授業」での利用ですか？



該当例

- 講義、実習、演習、ゼミなど（名称は問わない）
- 初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業など
- 教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動
- 教員の免許状更新講習
- 通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業など
- 学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。収支予算の状況等に照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する）
- 履修証明プログラム
- 社会教育施設が主催する講座、講演会など（自らの事業として行うもの）

非該当例

- 入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業など
- 教職員会議
- 大学でのFD、SDとして実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供
- 高等教育での課外活動（サークル活動など）
- 自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの）
- 保護者会・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座など

いいえ

非該当

はい

該当

次ページに続く

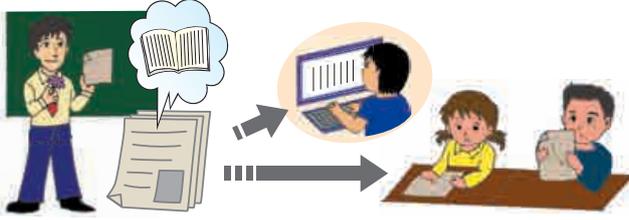
許諾が必要

3

利用者は「教育を担任する者」や「授業を受ける者」ですか？

教育を担任する者

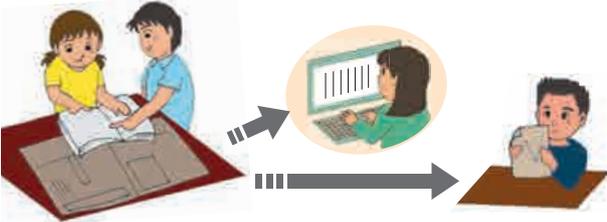
教諭、教授、講師など(名称、教員免許の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない)



先生が資料をコピーして生徒に配布したり、生徒に資料を送信する。

授業を受ける者

名称や年齢を問わず、実際に学習する者(児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者など)



生徒間で、複製した資料の配布や、メール等での送受信を行う

※授業用資料を、事務補助員に依頼し印刷することも可

非該当例

教員間での使用や、教育委員会が資料をコピーして、各学校に配付する行為。

いいえ

非該当

許諾が必要

はい 該当

4

必要と認められる限度の利用であること

「必要と認められる限度」については、授業の内容や進め方等の実態によって判断が異なります。

非該当例

授業では扱わない文献(学生が読んでおいた方が参考になる文献)を、全部複製して提供するような行為。

いいえ

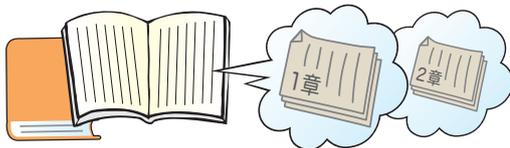
非該当

NG

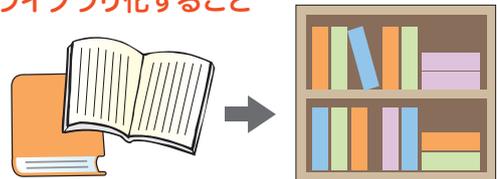
上記 1 から 4 の全てに該当する場合であっても、著作権者の利益を不当に害する利用の場合は、許諾が必要です。

結果として出版物のほとんどを利用することになる場合

授業の1回目で第1章、2回目で第2章といった利用など

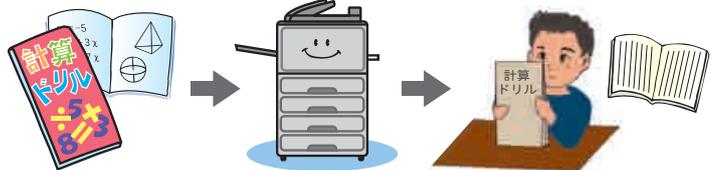


長期間の保存を目的とした製本や組織的に素材をストックし、ライブラリ化すること



教員や児童生徒が購入等することが想定された著作物を利用する場合

問題集、ドリル、教育ソフト、部活動で使われる楽譜、脚本 など



著作権者等の利益を不当に害する可能性が高い例

※その他、公表された著作物の利用であること、原則として著作物の題名や著作者名などの「出所の明示」をすることが必要となります。

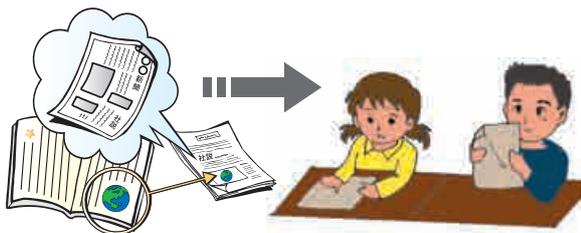
2 試験問題としての複製（オンライン試験を含む）（第36条）

▶ どうすれば自由に利用できる？

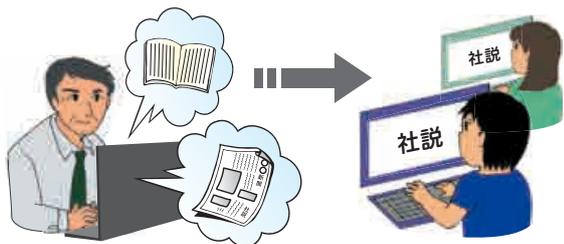
- ① 既に公表された著作物であること
- ② 試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ③ 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと
- ④ その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑤ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

適用例

小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合

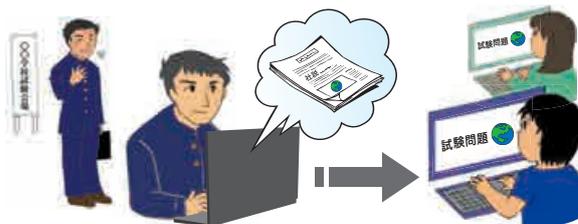


インターネット試験において、小説や社説などを試験問題として出題する場合



許諾が必要

入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載する場合（②の条件に違反）



インターネット試験において、市販されているドリルなどを試験問題として出題する場合（④の条件に違反）



3 レポート作成などでの「引用」（第32条第1項）

▶ どうすれば自由に利用できる？

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 利用方法が、「公正な慣行」に合致していること（例：自分の考えを補強するためなど作品を引用する「必然性」があること）
- ③ 利用の目的が、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること（例：引用の分量については、自ら作成する部分が「主」で、引用される部分（他人の作品）が「従」であること）
- ④ 引用部分については、カギ括弧などを付して、明確にすること
- ⑤ 著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

適用例

教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を比較して解説するため、記念文集の作品の一節を「引用」して使う場合

地域産業の歴史について調べている生徒が、自分の考えを補強するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部分を「引用」して使う場合

美術部の生徒が、ある画家の一生を取り上げた発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を「引用」して使う場合

許諾が必要

小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合

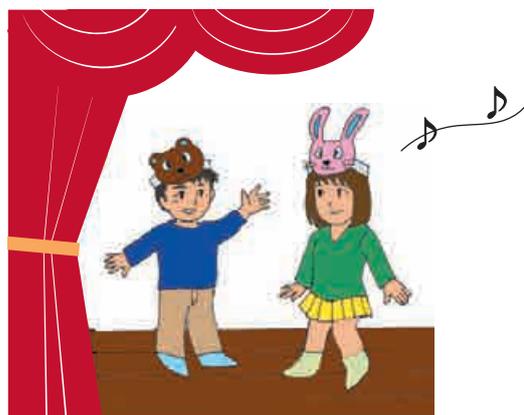
4 文化祭、部活動などでの上演等（第38条第1項）

▶ どうすれば自由に利用できる？

- ① 作品を利用する行為が上演、演奏、上映、口述（朗読など）のいずれかであること
- ② 既に公表された著作物であること
- ③ 営利を目的としないこと
- ④ 聴衆又は観客から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ⑤ 演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑥ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

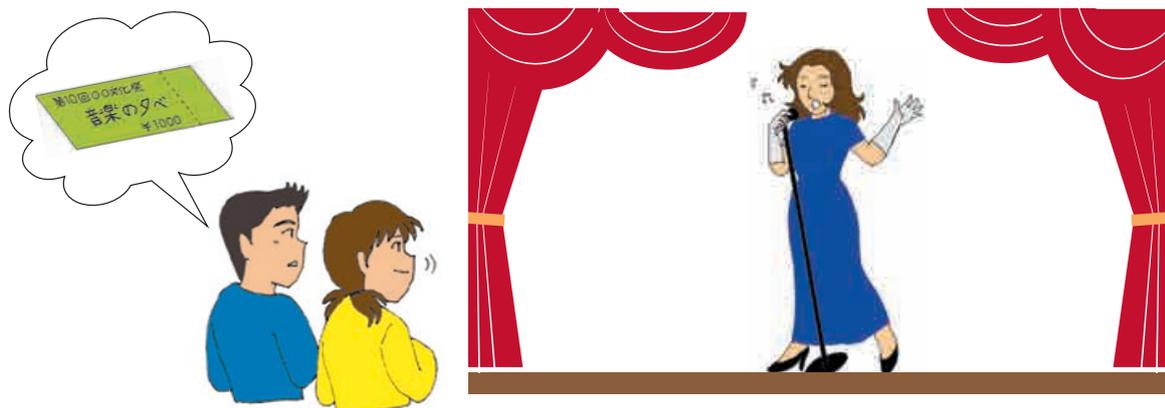
適用例

文化祭などでブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇を行う場合



許諾が必要

音楽会などにおいて、観客から鑑賞の料金を取る場合（④の条件に違反）



これまで紹介してきた自由利用の規定では、著作物を利用する際、**誰の著作物かを明らかにすること**が法律上要求されています（第48条）。

これが、通常「**出所の明示**」と呼ばれているもので、利用形態に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題名、著作者名、出版社名などを明示しなければなりません。

Q. 学級通信や学校のホームページにインターネット上のイラスト画像を掲載したいのですが、非営利の利用なので、勝手に使っても問題ないですか？

A. **利用規約等を確認することが必要です。**

学級通信や学校のホームページにイラスト画像を掲載する行為は、“授業の過程”における利用には該当しないため、例外措置(第35条)は適用されず、著作権者の許諾が必要です。

イラスト画像に「著作権フリー」などの表示があっても、例えば、個人利用は認めるが、業務上の利用は認めないといった条件を定めている場合もあります。後でトラブルが生じないように利用条件をよく確認するようにしましょう。

Q. テレビで放送された教育番組をビデオに録画して、翌日の授業の中で生徒に見せる場合、著作権の問題がありますか。

A. **問題ありません。**

著作権法では、学校等の授業のために必要な範囲内で、先生や授業を受ける者が、公表された著作物を複製することが認められていますので、授業で使うためにテレビ番組を録画することも可能です(第35条)。

また録画した番組を再生して生徒に見せることは、一般に映画の著作物の上映にあたりますが、非営利、無料の上映は、著作権者の了解を必要としないことになっています(第38条第1項)。

Q. 児童・生徒の顔写真を学校のホームページ等で使用したいのですが、注意すべきことはありますか。

A. **児童・生徒の顔写真(肖像)を利用する場合、肖像権の取り扱いに注意しましょう。**

肖像権とは、自己の肖像をみだりに他人に公開されない権利で、プライバシー権の一つとされています。我が国では、肖像権は法律によって定められておらず、判例によって確立されてきた権利です。

他人の肖像を利用する場合、あとでトラブルが生じないように、事前に本人や保護者の承諾を得ておく必要があるでしょう。

文化庁では、著作権教育教材として、動画教材やQ&A集などをホームページで公開しています。

詳細は、QRコードからご確認ください。



目の健康に関する啓発資料

目の健康のために みんなにお願いがあるよ

ふくろう先生からのお願い



① できるだけ外で遊ぼう!

外で過ごすすと近視になりにくいといわれているよ!

熱中症や紫外線などへの対策も忘れずにね!



② 長い時間、近くを見続けしないでね!

明るい部屋で

暗いときは明かりをつけてね



近くで見ない

本や画面を自から
30cm以上離してね



時々きゅうけい

30分に1回は体を動かそう!



こんなことがあったら、おうちの人に伝えてね!

黒板の字が見えにくい

目を細めない
と遠くの文字が読みにくい

ぼやけて見えたり
かさなって見えたりする

【子供の目の健康を守るための啓発資料】

https://www.mext.go.jp/content/20240730-mxt_kenshoku-000031776_11.pdf

【近視について解説した資料 (A4仕様)】

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_01.pdf

【近視について解説した資料 (A3仕様)】

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_02.pdf



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



● 授業映像 ●



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

● 工夫事例(指導演) ●

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導演)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

● いじめ防止を扱う実践事例 ●

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

● 道徳教育を知るための資料 ●

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

● 授業で使える郷土教材 ●

教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。



● 教育委員会作成指導演 ●

各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導演や実践資料集等を掲載。



● 文部科学省作成資料 ●

「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。



「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」(指導の手引き)



文部科学省

総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

	目次 はじめに.....4 ○今、求められる資質・能力.....4 ○総合的な学習の時間で「児童、教師、地域が変わる」.....9 ○「主体的・対話的で深い学び」を実現する総合的な学習の時間.....13 第1編 総合的な学習の時間において求められる授業改善 18 第1章 総合的な学習の時間の成果と探究的な学習の過程の充実 18 第2章 充実した総合的な学習の時間を実現するための学習指導 19 第1節 学習指導の基本的な考え方.....19 1. 学習過程を探究的にすること.....19 2. 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること.....20 第2節 探究的な学習の指導のポイント.....24 1. 課題の設定.....24 2. 情報の収集.....30 3. 整理・分析.....40 4. まとめ・表現.....48 【コラム】総合的な学習の時間におけるプログラミングの充実.....55 【コラム】総合的な学習の時間における情報手段の基本的な操作スキルの習得.....56 【コラム】総合的な学習の時間における「考えるための技法」の活用.....57 第2編 総合的な学習の時間とカリキュラム・マネジメント 59 第1章 カリキュラム・マネジメントの充実 60 第2章 全体計画の作成 61 第1節 全体計画の基本的な考え方.....61 1. 全体計画の概要.....61 2. 全体計画の中心となる三要素.....63 3. 三要素を明確にすることの価値.....63 第2節 全体計画作成の進め方.....64 1. 学校教育目標を確認する.....64 2. 各学校において定める目標を設定する.....65 3. 目標を実現するにふさわしい探究課題.....66 4. 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力.....68 第3節 全体計画の具体例.....75 第3章 年間指導計画の作成 78 第1節 年間指導計画の基本的な考え方.....78 1. 年間指導計画とその構成要素.....78 2. 年間指導計画における時数配当の考え方.....78
	目次 はじめに.....4 ○今、求められる資質・能力.....4 ○総合的な学習の時間で「児童、教師、地域が変わる」.....9 ○「主体的・対話的で深い学び」を実現する総合的な学習の時間.....13 第1編 総合的な学習の時間において求められる授業改善 18 第1章 総合的な学習の時間の成果と探究的な学習の過程の充実 18 第2章 充実した総合的な学習の時間を実現するための学習指導 19 第1節 学習指導の基本的な考え方.....19 1. 学習過程を探究的にすること.....19 2. 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること.....20 第2節 探究的な学習の指導のポイント.....24 1. 課題の設定.....24 2. 情報の収集.....30 3. 整理・分析.....40 4. まとめ・表現.....48 【コラム】総合的な学習の時間におけるプログラミングの充実.....55 【コラム】総合的な学習の時間における情報手段の基本的な操作スキルの習得.....56 【コラム】総合的な学習の時間における「考えるための技法」の活用.....57 第2編 総合的な学習の時間とカリキュラム・マネジメント 59 第1章 カリキュラム・マネジメントの充実 60 第2章 全体計画の作成 61 第1節 全体計画の基本的な考え方.....61 1. 全体計画の概要.....61 2. 全体計画の中心となる三要素.....63 3. 三要素を明確にすることの価値.....63 第2節 全体計画作成の進め方.....64 1. 学校教育目標を確認する.....64 2. 各学校において定める目標を設定する.....65 3. 目標を実現するにふさわしい探究課題.....66 4. 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力.....68 第3節 全体計画の具体例.....75 第3章 年間指導計画の作成 78 第1節 年間指導計画の基本的な考え方.....78 1. 年間指導計画とその構成要素.....78 2. 年間指導計画における時数配当の考え方.....78
	第4章 単元計画の作成 97 第1節 単元計画の基本的な考え方.....97 1. 単元計画作成の手順.....97 2. 単元計画としての学習指導案.....100 第2節 単元計画作成の具体的手順.....101 1. 全体計画・年間指導計画を踏まえる.....101 2. 三つの視点から生徒の姿を思い描く.....103 3. 探究的な学習として単元が展開するイメージを思い描く.....105 4. 単元計画を具体的に書き表す.....106 第5章 総合的な学習の時間の評価 114 第1節 生徒の学習状況の評価.....114 1. 学習評価の基本的な考え方.....114 2. 全体計画に示した「学習の評価」の具体化.....116 3. 評価の観点の設定.....116 4. 学習状況の評価の手順.....116 5. 多様な評価の方法.....118 第2節 教育課程の評価.....121 1. 教育課程の評価の基本的な考え方.....121 2. 教育課程の評価項目・指標等の検討.....121 3. 教育課程の改善と外部への説明.....122 第6章 総合的な学習の時間を支えるための体制づくり 123 第1節 体制整備の観点と校長のリーダーシップ.....123 1. 求められる校長のリーダーシップ.....123 2. 体制整備の4つの観点.....124 第2節 組織整備の実践事例.....125 1. 指導体制と運営体制の整備.....125 2. 校内研修等の充実.....133 【コラム】総合的な学習の時間を進める中で教師が育つ—OJTの中で高められる教師としての専門性—.....135 第3節 授業時数の確保と弾力的な実践例.....136 【コラム】休業日等における総合的な学習の時間の学校の学習活動の取扱いについて.....138 第4節 学習環境の整備の実践事例.....139 1. 学習空間の確保.....139 2. 教室内の学習環境の整備.....140 3. 学校図書館の整備.....142 第5節 外部との連携の構築の実践事例.....144 (※考査料) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成.....147

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編) (令和3年3月)

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編) (令和4年3月)

- 本書は、総合的な学習の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な学習の時間を推進するための体制づくりなどについてわかりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げた資料です。
- より使い方の幅を広げることができるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。
- 冊子版をお求めの場合には、下記より購入することも可能です。
(株式会社アイフイスHP : <https://www.ifys.co.jp/?p=weibgbb>)



「今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開」(高等学校編)



文部科学省

総合的な探究の時間は、探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

(高等学校編)

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開

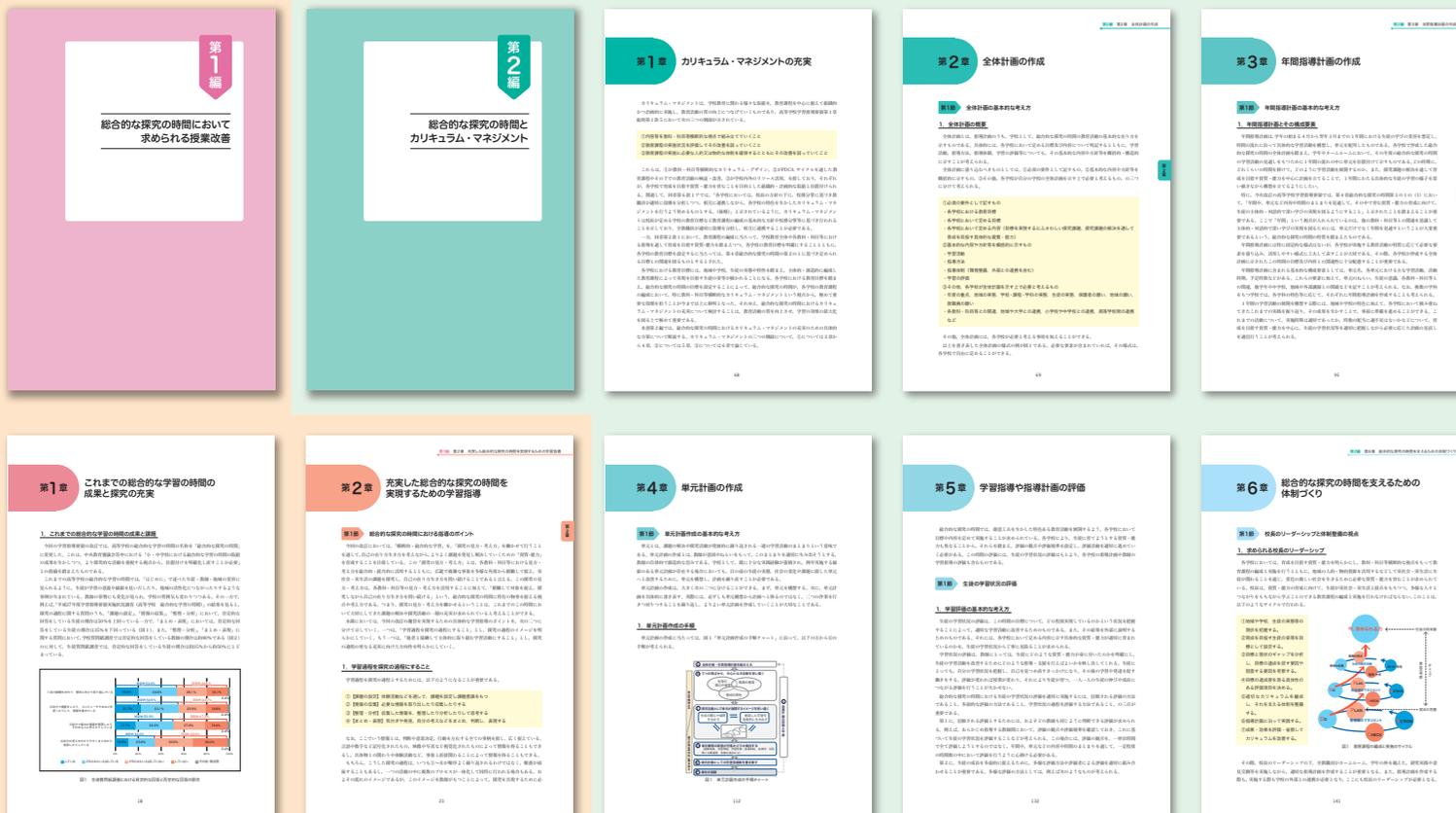
未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた
探究の充実とカリキュラム・マネジメントの実現

令和5年3月



文部科学省

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開 (高等学校編) (令和5年3月)



- 本書では、学習指導要領の改訂を踏まえ、総合的な探究の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な探究の時間を推進するための体制づくり等について分かりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げました。
- ニーズに応じてご活用いただけるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。
- 冊子版をご入用の場合には、下記より購入することもできます。

(株式会社アイフィス HP : <https://www.ifys.co.jp/> 価格：1,925円64(税込)



ご注文方法について

書店申込み

・貴校でお取引している書店様にてお申込み下さい。

東洋館出版社に直接申込み

①東洋館出版社のホームページからの申込み[クレジットカード決済]

インターネットで『初等教育資料』と検索し、東洋館出版社のホームページからお申込み下さい。

定期購読：年間購読／送料無料 & 10%off!

月額課金／お客様のタイミングで申込み・解約ができる!

単品注文：お好きな号を1冊からご購入いただけます!

下のQRコードよりお申込みページに進み、特集テーマをご確認下さい

定期購読(年間・月額)
お申込みページはこちら



単月購入
お申込みページはこちら



東洋館出版社ホームページURL:<https://www.toyokan.co.jp>

②FAXでの申込み

下記「FAX申込み記入欄」に、ご注文内容と送品先をご記入いただき、FAX送信して下さい。

郵送されてくる振込用紙を使って、代金をお支払い下さい。お振込みを確認次第、商品を発送いたします。

FAX申込み記入欄

下記申込み欄に必要事項をご記入いただき、東洋館出版社にFAX送信してください。
後日郵送する振込用紙にて代金をお支払い下さい。ご入金確認後に商品を発送いたします。

FAX送信先 03-5281-8092

ご希望の商品にチェックを入れて下さい。

【定期購読注文】

初等教育資料 (2024年4月号～2025年3月号)

年間定期購読 税込み 9,240円+送料 1,800円

お届け先

(〒 -)

都道
府県

学校名
or 氏名

電話：

※写真提供：IYO/PIXTA (ピクスタ)

初等教育資料 定期購読のご案内

学校、教育委員会の方々へ届ける文部科学省編集の月刊誌

最新の教育情報をいち早くお届け!

東洋館出版社HPでも電子書籍を購入できる!



令和6年度 今、改めて考える 子供の学びと各教科等の指導

- 「各教科等における指導の充実・改善」「校内における教員研修の充実」
- 「学校段階等間の接続を踏まえた指導」
- 「学級経営の充実」「個に応じた指導の充実」
- 「言語活動の充実を通じた授業の改善」「学校における安全教育の充実」

初等教育資料を読めば、

学習指導要領に基づく授業ができる!



令和6年度年間テーマ：
学習指導要領の
よりよい実施に向けて



初等教育資料

学習指導要領に基づいた
より確かな情報を発信する
文部科学省編集の月刊誌

編集:文部科学省教育課程課/幼児教育課
定価:770円(税込み) B5判・平均102頁

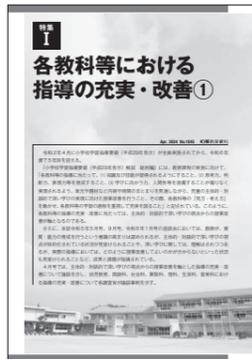
令和6年度のテーマは

「学習指導要領のよりよい実施に向けて!」

学習指導要領全面実施5年目を迎え、教育活動の更なる改善・充実を図るために、学習指導要領の趣旨を実践において具体化するためのポイントを発信していきます。

特集Ⅰ：教育現場における最重要課題を理解するコーナー

- 4月号 各教科等における指導の充実・改善①(国語、社会、算数、理科、生活、音楽)
- 5月号 各教科等における指導の充実・改善②
(図画工作、体育、家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動)
- 6月号 校内における教員研修の充実
- 7月号 学校における安全教育の充実
- 8月号 学校段階等間の接続を踏まえた指導①(幼児教育、国語、社会、算数、理科、生活、音楽)
- 9月号 学校段階等間の接続を踏まえた指導②
(図画工作、体育、家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動)
- 10月号 地域社会との連携を生かした教育活動の充実
- 11月号 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進・充実
- 12月号 個に応じた指導の充実①(国語、社会、算数、理科、生活、音楽)
- 1月号 個に応じた指導の充実②(図画工作、体育、家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動)
- 2月号 言語活動の充実を通じた授業の改善
- 3月号 学級経営の充実



特集Ⅱ：学習指導要領に基づく確かな授業づくりに触れるコーナー

毎月、教科等ごとに学習指導要領に基づく授業づくりの考え方や授業実践を紹介します。メインテーマは、その教科等でいま最も重要課題とされる事柄を教科調査官自身がピックアップして特集します。教科等の確かな理解、最新の教育課題は何か、授業づくりの様々なヒントを得ることができます。

初等教育資料 編集担当紹介 (視学官・教科調査官)



大塚 健太郎
文部科学省教育課程課
教科調査官



小倉 勝登
文部科学省教育課程課
教科調査官



笠井 健一
文部科学省教育課程課
教科調査官



有本 淳
文部科学省教育課程課
教科調査官



齋藤 博伸
文部科学省教育課程課
教科調査官



志民 一成
文部科学省初等中等教育局
視学官



小林 恭代
文部科学省教育課程課
教科調査官



熊谷 有紀子
文部科学省教育課程課
教科調査官



塩見 英樹
スポーツ庁政策課
教科調査官



岩田 悟
スポーツ庁政策課
教科調査官



堀田 竜次
文部科学省教育課程課
教科調査官



早川 優子
文部科学省教育課程課
教科調査官



和久井 伸彦
文部科学省教育課程課
教科調査官



平手 咲子
文部科学省幼児教育課
幼児教育調査官(併)教科調査官

※すべて国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官を併任

好評!レギュラーコーナー

子供が輝く学校づくり

校長として、学校や地域の自然や伝統等の特色を生かし、どのような目指す子供像を掲げ、家庭や地域と連携しながら学校を営んでいるかをエピソードを交え紹介します。

StuDX Style ～新たな学びのステージ～

小学校での ICT 端末の活用を授業改善につなげるため、ICT の「特性・強み」を踏まえた「機能」面に着目し、実用的なノウハウや授業における活用のポイントを紹介します。誌面の二次元コードから、原稿に関する資料をダウンロードすることができます。



文部科学省教育課程課 編集

中学校・高等学校
に対応!

中等教育資料

のご案内

●B5判/平均104ページ ●定価748円(本体680円+税10%) /年間誌代8,976円(年12冊・税込) ●毎月28日発売

学習指導要領のねらいや実践のヒントを、
文部科学省教育課程課及び視学官・教科調査官が解説。
文部科学省の最新情報を毎月お届けします!

電子版は
こちらから



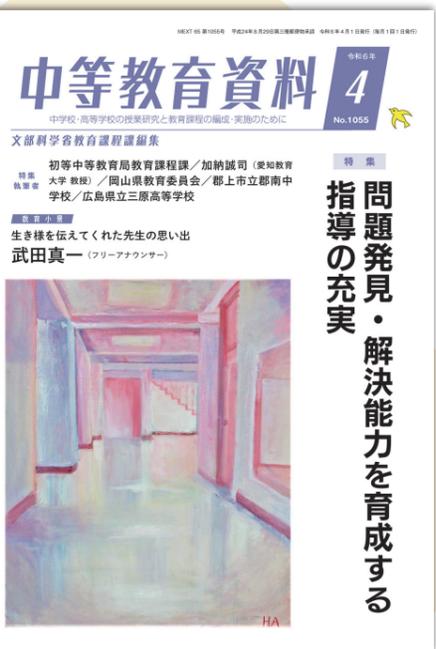
Amazon



楽天Kobo

特集 令和6(2024)年度

- 4月号 問題発見・解決能力を育成する指導の充実
- 5月号 「OECD生徒の学習到達度調査2022年調査(PISA2022)」の結果を踏まえた今後の対応
- 6月号 令和の日本型学校教育の構築
- 7月号 個に応じた指導の充実① <総則, 国語, 社会, 地理歴史, 公民, 数学>
- 8月号 個に応じた指導の充実② <理科, 保健体育, 外国語, 音楽, 美術, 芸術>
- 9月号 個に応じた指導の充実③ <技術・家庭, 家庭, 情報, 総合的な学習(探究)の時間, 道徳, 特別活動>
- 10月号 各教科等交えて語り合う① <資質・能力の明確化>
- 11月号 各教科等交えて語り合う② <主体的・対話的で深い学び>
- 12月号 各教科等交えて語り合う③ <学習過程の重視>
- 1月号 各教科等交えて語り合う④ <学習評価の充実>
- 2月号 各教科等の特質に応じた体験活動の重要性
- 3月号 学校教育における文化芸術教育の充実 ※ 特集名・内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。



問題発見・解決能力を育成する
指導の充実

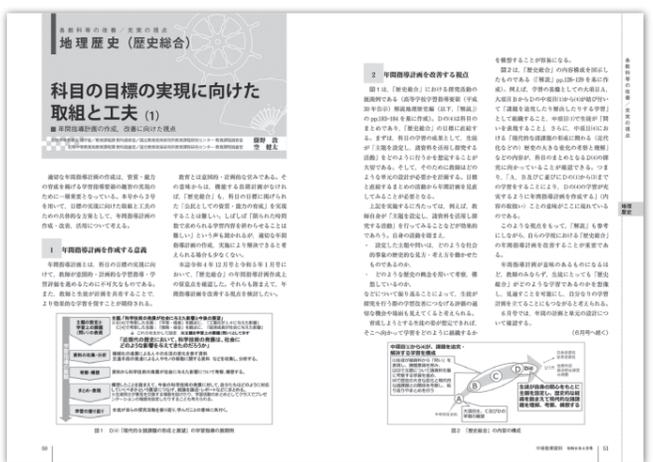
授業づくりや学習指導案・年間計画作成, 研修会に役立つ充実の内容!

各都道府県の取組をカラーで紹介!



特色ある教育活動

読者からの支持率No.1連載!



各教科等の改善/充実の視点

各都道府県の入試問題を徹底分析!



思考力を問う

令和6年度の 各コーナー

窓
ここでしか読めない, 視学官・教科調査官のエッセイ
です。

教育小景
各界の有識者が教育について語る, 本誌のための書き
下ろしです。

特色ある教育活動
各都道府県の教育活動を写真と文章で紹介します。

特集
文部科学省教育課程課, 視学官・教科調査官等が主
に執筆する「解説」, 特集テーマに関連する分野の有
識者が執筆する「論説」を軸に, 特集テーマを考察し
ます。「実践研究」では, 各学校等の先進的な実践事
例を紹介いたします。

チーム学校で特色づくり
チームとして教育活動に取り組む各地の学校を紹介
します。

StuDX Styleへの扉
1人1台端末を活用している様々な学校の取組を紹介
します。

注目 魅力ある先生
現場で活躍されている注目の先生方を紹介します。

各教科等の改善/充実の視点
視学官・教科調査官による, 学習指導要領に基づいた
授業づくりをサポートするための1教科(科目)2
ページの連載です。年間で中学校・高等学校の全教科
等を網羅しています。

思考力等を問う
教科調査官等推薦の高等学校入学選抜学力検査
問題を分析します。

特別支援教育コーナー
特集テーマと連動して, 特別支援教育を考察します。

産業教育のページ
産業教育に関する情報をお届けします。

インフォメーション
文部科学省の最新情報をお届けします。

新コーナー

世界を渡って, 今
JICA海外協力隊での活動経験者が, 帰任後, どの
ように教育に関わっているのか, 派遣国での体験
を踏まえて語ります。

中等教育資料 定期購読のご案内 (定価748円(本体680円+税10%) /年間誌代8,976円(年12冊・税込))

●定期購読は, FAX, お電話または学事出版ホームページよりお申込みください。●雑誌・書籍と共に振込用紙を同封しますので, 到着後お支払いください。

「中等教育資料」 月号より 毎月購読します。	お届け先住所 (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先)	〒 - -	電話番号: - -
	フリガナ	公費購入 <input type="checkbox"/> 希望 します	
お名前	勤務先名	電話番号: - -	

子どものしあわせをともにつむぐ 学事出版 〒101-0051 千代田区神田神保町1-2-5 和栗ハトヤビル3F
https://www.gakuji.co.jp TEL03-3518-9016 FAX 0120-655-514

放射線副読本について

- 東日本大震災での原子力災害を受け、学校教育において、児童生徒が**放射線に関する科学的な知識を身に付け、自ら考え行動できるようにすることが求められている**ため、文部科学省において放射線副読本を作成している。現行の形では平成23年度から作成・配布
- 毎年度、1人1台端末で活用できるよう、URLとQRコードを教育委員会、学校等に周知している。

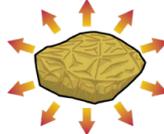


ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位

1ベクレルとは、1秒間に一つの原子核が壊変(崩壊)[※]することを表します。例えば、370ベクレルの放射性カリウムは、毎秒370個の原子核が壊変して放射線を出しカルシウムに変わります。

※壊変(崩壊)とは原子核が放射線を出して別の原子核になる現象のことです。



放射性物質

グレイ (Gy)

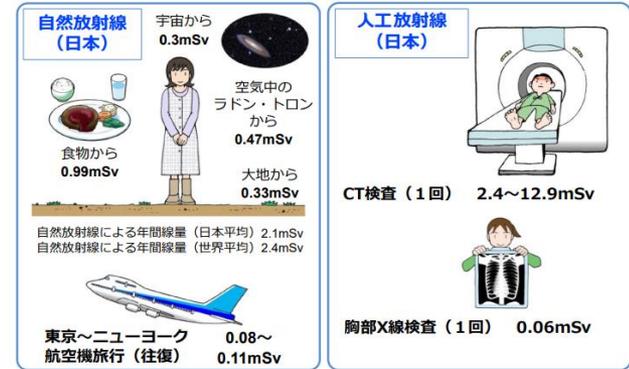
放射線のエネルギーが物質や人体の組織に吸収された量を表す単位

放射線が物質や人体に当たるともっているエネルギーを物質に与えます。1グレイとは、1キログラムの物質が放射線により1ジュール^{*}のエネルギーを受けるとことを表します。
※ジュール:エネルギーの大きさを表す単位

シーベルト (Sv)

人体が受けた放射線による影響の度合いを表す単位

放射線を安全に管理するための指標として用いられます。



※1mSv (ミリシーベルト) = 1000μSv (マイクロシーベルト)

(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (令和5年度版)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/1410005_00004.html



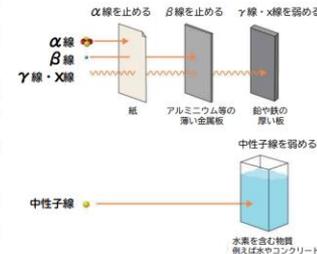
放射線副読本 (令和6年改訂)

(1) 放射線の性質

放射線には、α線、β線、γ線、X線、中性子線などの種類があります。どれも物質を透過する能力をもっていますが、その能力は、放射線の種類によって程度が異なります。

例えば、α線は紙1枚でも遮ることができます。β線は紙1枚では遮ることはできませんが、アルミニウムなどの薄い金属板で遮ることができるなど、放射線は種類によって材料や厚さを選ぶことにより遮ることができます。

また、放射線は、風邪のように人から人へうつることはありません。これは人が光を受けても、その人が光を出すようになるわけではないのと同じです。



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (令和5年度版) より作成

放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し情報を正しく理解する力を**教科横断的に育成**することとしており、**理科をはじめとする関係する教科等において広く積極的に活用していただきたい。**

政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材：全ての国・公・私立高校生（第1学年）等に配布】

〈第一部：解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み（公示から開票までの流れ、投票方法等）
- ・選挙の意義（選挙と政策決定過程（政治の仕組み）、年代別投票率と政策等）
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部：実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベート（地域課題）の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会 等

〈第三部：参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保（教育基本法等） 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点（教育基本法、公選法等）を追記。
（全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布）



政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理

令和6年9月18日

- 現行の学習指導要領の実施状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を見据えた教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について、教育課程等に関する有識者を集めて議論。（令和4年12月から令和6年9月まで計15回開催）
- 本論点整理は、今後検討を深めるべき具体的な論点等について、有識者としての意見をまとめたものであり、教育課程の改善の検討を行っていく際の基礎的な資料として活用されることを期待。

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理

令和6年9月18日

— 目次 —

はじめに.....	2
1. これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況	
(1) これからの社会像	3
(2) 現行学習指導要領の目指したものとその趣旨の実現状況	4
(3) 現行学習指導要領の実施上の課題	6
2. これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力	
(1) 学習指導要領における資質・能力の枠組み	8
(2) 学習の基盤となる資質・能力	9
(3) 学校におけるデジタル学習基盤の整備を踏まえた学びの在り方	9
3. 各教科等の目標・内容、方法、評価	
(1) 資質・能力の育成に向けた効果的な目標・内容の構成方法	10
(2) 学習評価の現状と育成すべき資質・能力を踏まえた今後の対応	12
4. 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程	
(1) 現行の「個に応じた指導」の記述と充実の在り方	13
(2) 教育課程の柔軟性の在り方	13
(3) 学校段階間の連携・接続の在り方	15
5. 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備	
(1) 教育課程を実施する上での学校現場の過度な負担を防ぐための在り方	15
(2) 教科書・教材の在り方	16
(3) カリキュラム・マネジメントの実態と今後の推進の在り方	17
(4) 教育課程の円滑な実施に向けた学校への支援と環境整備	18
6. 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開	
(1) 学習指導要領・解説等の形態	18
(2) 学習指導要領の改訂プロセス、学校や教育委員会との共有・浸透の在り方	19
(3) 社会的ニーズとの整合性	19

○ 論点整理の目次

はじめに

1. これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況
2. これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力
3. 各教科等の目標・内容、方法、評価
4. 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程
5. 学習指導要領の趣旨の着実な実施を担保する方策や条件整備
6. 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開

論点整理は右の二次元コードまたは以下のURLから閲覧できます。



教職員向けの研修動画パッケージを、文部科学省HPにおいて公表しています。

(令和5年度文部科学省委託事業により、国立大学法人愛媛大学作成)

実例や具体的な学校での場面を交えながら解説しているため、文部科学省HPに掲載の振り返り資料と合わせて、是非ご覧下さい。



本研修の構成

- ① 「特異な才能のある児童生徒」の実態と教育動向
- ② ケースから考えよう：あなたの学校に「特異な才能のある児童生徒」が入学することになったら？
- ③ よくあるQ&A



パッケージ① 特異な才能のある児童生徒の特性の理解について
タイトル：あなたの学校に「特異な才能のある児童生徒」が入学することになったら？

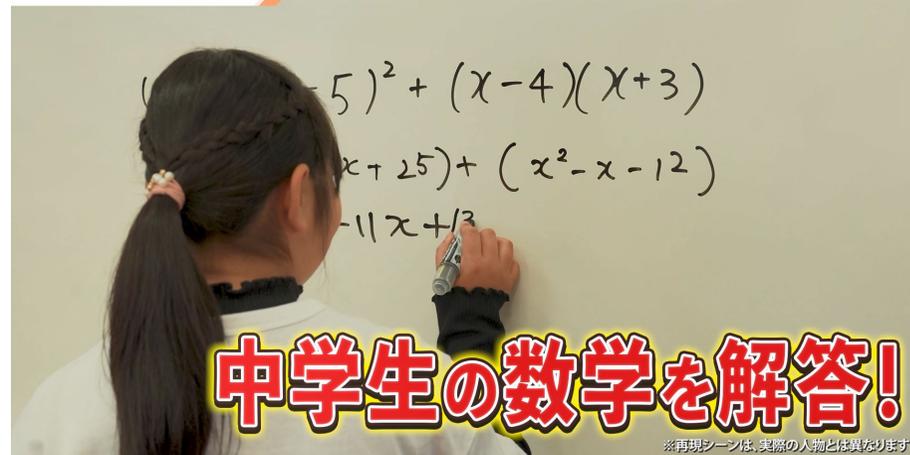
パッケージ② 特異な才能のある児童生徒の特性を踏まえた授業作りについて
タイトル：あなたのクラスに「特異な才能のある児童生徒」がいたら？

パッケージ③ 2E の児童生徒(特異な才能と学習困難を併せ有する児童生徒)への対応について
タイトル：才能のある児童生徒は完璧ではない、その凸凹

パッケージ④ 高等学校における支援の在り方について
タイトル：「特異な才能のある児童生徒」の多様で高い知的関心にどう応えるか？～高校編～

HP：[令和5年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業について：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

全ての学校の先生方へ「特異な才能のある児童生徒」とその教育支援について



パッケージ①



パッケージ②



パッケージ③



パッケージ④



趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒は、**その才能や認知・発達の特徴等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがある**と指摘されている。

しかし、これまで我が国の学校において、特定分野に特異な才能のある児童生徒を念頭においた指導・支援の取組はほとんど行われてこなかった。

今後は、全ての子どもたちの可能性を引き出す、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環**として、学校外とも連携し、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対してきめ細かな指導・支援を行っていく必要がある。

【学校で経験した困難の例】 (特定分野に特異な才能のある児童生徒の本人・関係者に対するアンケート結果より)

- ・発言をすると授業の雰囲気や壊してしまい、申し訳なく感じてしまうので、分からないふりをしなければならず苦痛で、授業の中に自分を見出すことができなかった。
- ・鉛筆で文字を書く速度と脳内での処理速度が釣り合わず、プリントでの学習にストレスを感じていた。
- ・同級生との話がかみ合わず、大人と話している方が良い。変わっている子扱いされる。
- ・先生の間違いを指摘してもすぐにはわかってもらえず悔しい思いをする。先生の矛盾した指導に納得いかない。
- ・早熟な知能に対して情緒の発達が遅く感情のコントロールが未熟なので、些細な事で怒られてしまったり泣けたり、他の児童と言い合いになったりする。

事業内容

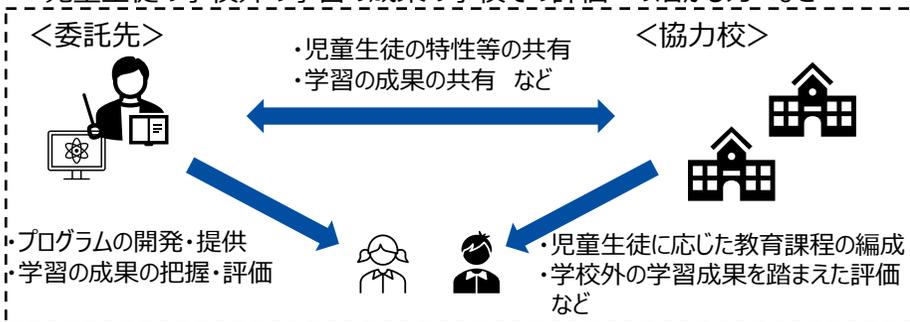
○ 学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究 [33百万円]

特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるよう、学校外の団体と学校が連携して、教育課程に位置づけることができる学習・支援プログラムの在り方及び学習成果の評価の在り方等について研究開発を実施する。

【委託先：教育委員会、民間企業等（3団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 教育課程に位置づけることができる学習・支援プログラムの在り方
- * 児童生徒の学校外の学習の成果の学校での評価への活かし方 など



アウトプット（活動目標）

- ・特異な才能のある児童生徒への特性に応じた学びの提供
- ・相談支援体制の構築、実践事例の蓄積、横展開

アウトカム（成果目標）

- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の困難の解消及び才能の伸長

インパクト（国民・社会への影響）

- ・一人一人の才能・個性の尊重
- ・多様性を重視する社会の形成

○ 学校と連携した相談支援体制の構築等に関する実証研究 [44百万円]

① 地域単位での取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒やその保護者及び学校の教職員に対する相談支援を、地域単位で、学校と教育委員会及び相談支援に係る専門家・団体が連携して実施し、実践事例を蓄積し、地域での日常的・継続的な支援体制の構築を図る。

【委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会（3団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 各機関の役割分担や情報共有の在り方
- * 対応可能な地域規模・学校数 など



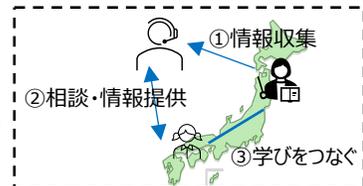
② 全国的な取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、児童生徒に応じた学びへアクセスしやすくなるよう、その特性に応じたプログラム等の情報提供や当該児童生徒の才能・特性の理解者となる人材の紹介を行うなど、地域を超えた学びへの接続を図る。

【委託先：民間団体（1団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
- * 情報提供後の児童生徒への伴走支援の在り方 など

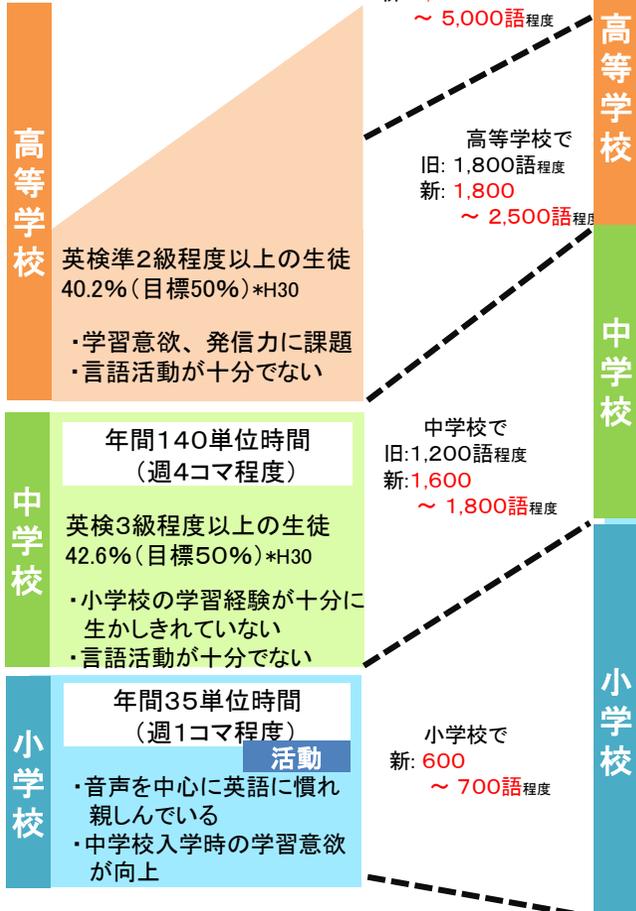


学習指導要領における小・中・高を通じた外国語教育の改善

CEFR※
B2 (英検準1級等)
B1 (英検2級等)
A2 (英検準2級等)
A1 (英検3級等)

旧学習指導要領 (H20・21改訂)

- ・学年が上がるにつれて意欲に課題
- ・学校種間の接続が不十分



学習指導要領 (H29・30改訂)

小学校2020(令和2)年度、中学校2021(令和3)年度から全面实施、高等学校2022年度(令和4年度)入学者より学年進行で実施

小・中・高等学校を通じた5つの領域別(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「やり取り・発表」「書くこと」)の言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成

- ・5領域を総合的に扱う科目群(英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ)、ディベートやディスカッション等を通して**発信力を高める科目群**(論理・表現Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)を設定
- ・授業は外国語で行うことを基本(前回改訂より)

年間140単位時間(週4コマ程度)

- ・外国語で**自分自身の考えや気持ちなどを伝え合う対話的な活動**を重視
- ・具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを**実際に活用する言語活動を充実**
- ・授業は**外国語**で行うことを基本

5・6年(教科) 年間70単位時間(週2コマ程度)

- ・音声に十分慣れ親しんだ上で、段階的に「読むこと」「書くこと」を加える
 - ・指導の系統性を確保
- (15分程度の短時間学習の活用等を含めた弾力的な時間割編成も可能)

3・4年(活動) 年間35単位時間(週1コマ程度)

- ・「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」を中心
- ・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める



※CEFR: 欧州評議会 (Council of Europe) が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

小学校教員養成課程
外国語（英語）コア・カリキュラム 構造図

- ・ 授業設計と指導技術の基本を身に付ける。
- ・ 小学校において外国語活動・外国語の授業ができる国際的な基準であるCEFR B1レベルの英語力を身に付ける。

外国語・外国語活動において育成を目指す資質・能力

（「小学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

- ・ 外国語の特徴やきまりに関する理解
- ・ 言語の働きに関する理解
- ・ 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能 など

思考力・判断力・表現力等

◆情報を整理しながら考えなどを形成し、外国語で表現したり、伝え合ったりすることに関する指導

- ・ 自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと。
- ・ 身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。
- ・ 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。
- ・ 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること。 など

学びに向かう力・人間性等

- ・ 外国語を通じて、言語やその背景にある文化を理解しようとする態度
- ・ 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- ・ 他者に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、自分の考えや気持ちなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度 など

外国語の指導法 【2単位程度を想定】

授業実践に必要な知識・理解

小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

- 学習指導要領
- 主教材
- 小・中・高等学校の連携と小学校の役割
- 児童や学校の多様性への対応

子どもの第二言語習得についての知識とその活用

- 言語使用を通じた言語習得
- 音声によるインプットの内容を類推し、理解するプロセス
- 児童の発達段階の特徴を踏まえた音声によるインプットの在り方
- コミュニケーションの目的や場面、状況に応じて他者に配慮しながら、伝え合うこと
- 受信から発信、音声から文字へと進むプロセス
- 国語教育との連携等によることばの面白さや豊かさへの気づき

授業実践

指導技術

- 英語での語りかけ方
- 児童の発話の引き出し方、児童とのやり取りの進め方
- 文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方

授業づくり

- 題材の選定、教材研究
- 学習到達目標、指導計画（1時間の授業づくり、年間指導計画・単元計画・学習指導案等）
- ALT等とのティーム・ティーチングによる指導の在り方
- ICT等の活用の仕方
- 学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）

授業観察や体験

授業担当教員による実演を児童の立場で体験

授業映像の視聴や授業の参観

模擬授業

計画

準備

実施

振り返り

改善

外国語に関する専門的事項 【1単位程度を想定】

授業実践に必要な英語力と知識

授業実践に必要な英語力

- 聞くこと
- 話すこと（やり取り・発表）
- 読むこと
- 書くこと

英語に関する背景的な知識

- 英語に関する基本的な知識（音声・語彙・文構造・文法・正書法等）
- 第二言語習得に関する基本的な知識
- 児童文学（絵本、子ども向けの歌や詩等）
- 異文化理解

※ 「外国語の指導法」及び「外国語に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

**中・高等学校教員養成課程
外国語（英語）コア・カリキュラム 構造図**

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」の5つの領域にわたる生徒の総合的なコミュニケーション能力を育成するための授業の組み立て方及び指導・評価の基礎を身に付ける。
- 生徒の理解の程度に応じて英語で授業ができる指導力を身に付ける。
- 国際的な基準であるCEFR B2レベルの英語力を身に付ける。

外国語において育成を目指す資質・能力

（「中学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

- 外国語の特徴やきまりに関する理解
- 言語の働きに関する理解
- 外国語の音声や語彙、表現、文法などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能 など

思考力・判断力・表現力等

- ◆ 外国語で表現したり、伝え合ったりすること
- コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を聞いたり読んだりして情報や考えなどを的確に理解するコミュニケーション力
- コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を話したり書いたりして情報や考えなどを適切に表現するコミュニケーション力
- 外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、外国語で話したり書いたりして情報や考えなどの概要・詳細・意図を伝え合うコミュニケーション力

◆ 情報を整理しながら考えなどを形成すること

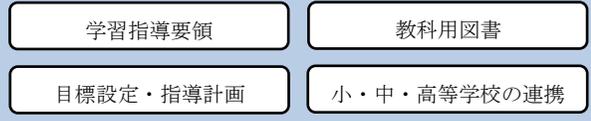
- 目的などに応じて、外国語の情報を選択したり抽出したりする力
- 知識や得た情報を活用して、自分の意見や考えを外国語で形成・整理・再構築する力
- 形成・整理・再構築した自分の意見や考えを、実際に外国語で表現する力 など

学びに向かう力・人間性等

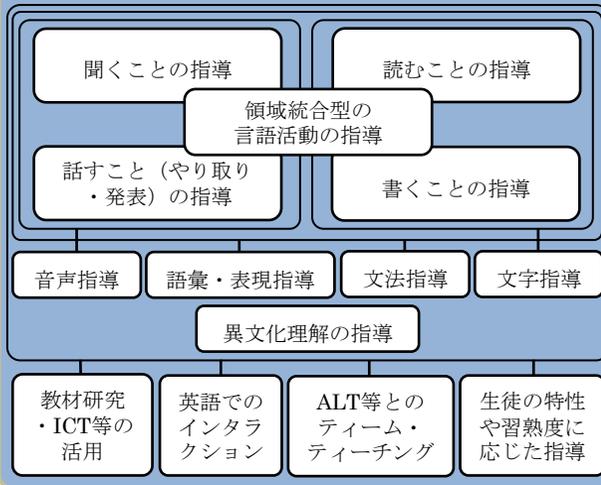
- 外国語の背景にある文化を理解しようとする態度
- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- 他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、情報や考えなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度
- 外国語を通して積極的に人や社会と関わり、自己を表現するとともに他者を理解するなど互いの存在について理解を深め、尊重しようとする態度 など

英語科の指導法 【8単位程度を想定】

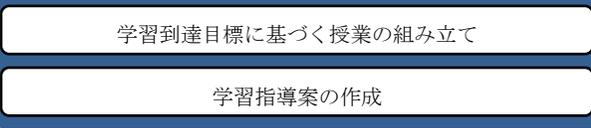
カリキュラム / シラバス



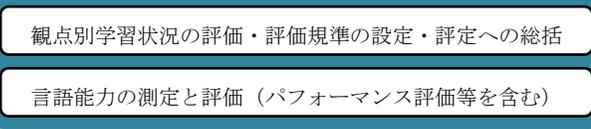
生徒の資質・能力を高める指導



授業づくり



学習評価



第二言語習得

第二言語習得に関する知識とその活用

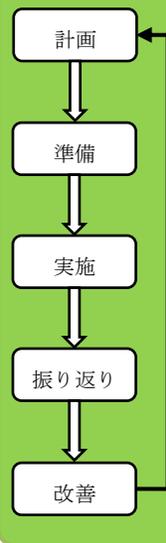
授業観察

授業映像の視聴や授業の参観

授業体験

授業担当教員による実演を生徒の立場で体験

模擬授業

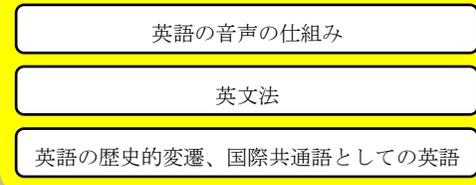


英語科に関する専門的事項【20単位程度を想定】

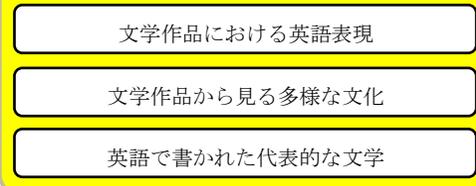
英語コミュニケーション



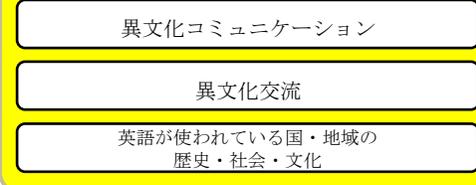
英語学



英語文学



異文化理解



※ 「英語科の指導法」及び「英語科に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

「薬害」を学ぶための教育の充実

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」において、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされています。

(例)

- 第1 公共
- 2 内容

B自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア(ウ)職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること

(中略) その際、より活発な経済活動と個人の尊重の両立については、例えば、製品事故や薬害問題などを扱い、政府による適切な政策が必要であるとともに、企業にはそうした問題を生じさせないなど社会的に責任のある行動が求められていることを理解できるようにすることが大切である。また、消費者も、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品を選択するなど、公正で持続可能な発展に貢献するような消費行動をとることが求められていることを理解できるようにすることも大切である。

薬害を学ぶための教材の配布

- 薬害教育教材「薬害を学ぼう」を**全国の中学校、高等学校に配布**しています。
- 関連する**教師用の指導の手引き**や**視聴覚教材、事例集**も配布しています。

厚生労働省HPにおいて、全てダウンロード可能ですのでご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

厚生省HP



講師派遣

- 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、**全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。

※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

問い合わせ先：全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス：yakuhiren.lecturer@gmail.com

B型肝炎に関する教育について

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用

○集団予防接種等によるB型肝炎の感染拡大の経緯や歴史、そこから活かされる教訓などの学習に活用していただくため、**中学生向け副読本「B型肝炎 いのちの教育」の見本を全国の中学校と各教育委員会に、毎年配布**しています。

○厚生労働省HPからダウンロード可能です。

生徒用：
<https://www.mhlw.go.jp/content/001159456.pdf>



教師用：
<https://www.mhlw.go.jp/content/001159455.pdf>



B型肝炎ウイルス感染被害者の講師派遣

○**全国の中学校**において、**集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣**し、被害者の声を伝える取組を実施しています。

○希望する学校は、厚生労働省HPからお申込みください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/b-kanen/index.html

厚生労働省



ハンセン病に関する教育の実施について

- 文部科学省では、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について、令和6年10月1日に各都道府県教育委員会等に対し通知を発出し、協力を要請した。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(抄)

(令和元年7月12日閣議決定)

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

(略)

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、**患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。**この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。

(略)

確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、**関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。**

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

- 厚生労働省では、文部科学省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『ハンセン病の向こう側』を作成し、毎年全国の中学校等へ配布している。

- ハンセン病を正しく理解することにより、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者・元患者等の名誉を回復することを目的としている。

・パンフレットの概要

- ① ハンセン病の悲しい歴史
- ② ハンセン病と人権について考える
- ③ ハンセン病問題から学ぶべきこと
- ④ ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える
- ⑤ ハンセン病をもっと知ろう

- ・このほか、厚生労働省ホームページにおいて、指導者用パンフレット「ハンセン病を正しく伝えるために」を掲載（パンフレットと合わせて全中学校等へ配布）<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病に関する施設・資料等

(1)関係施設

○国立ハンセン病資料館(URL <https://www.nhdm.jp/>)

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料を展示。写真パネル・DVDの貸出実施。

○重監房資料館(URL <https://www.nhdm.jp/sjpm/>)

かつてハンセン病患者の懲罰施設は、通称「重監房」と呼ばれ、遺構に残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示。DVDの貸出も実施。

○国立ハンセン病療養所(URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html)

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等を実施。

(2)資料等

○人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

【啓発動画掲載URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto

【活用の手引き等掲載URL】 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

○「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」(URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載。

○人権ライブラリー(URL <http://www.jinken-library.jp/>)

(公財)人権教育啓発推進センターが運営。およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル等を所蔵。閲覧・貸出を実施。

○人権チャンネル(URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>)

ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像を公開。

(3)ウェブサイト

○厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省(「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm

○法務省(ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム

検討の背景と経緯

- ▶ 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、令和元年10月にハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置。（座長：文部科学大臣政務官、事務局長：総合教育政策局長、構成員：初等中等教育局長、高等教育局長）
- ▶ 有識者ヒアリングを含む会議と関係施設の視察等を行い検討を進めている。

第1回（令和元年10月29日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置について
- ・熊本ハンセン病家族訴訟について
- ・文部科学省におけるハンセン病に関する教育の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング
梅野正信 上越教育大学理事兼副学長

第2回（令和元年11月13日）

- ・学校教育に関する現状の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
小泉ひとみ 東村山市立萩山小学校校長
太田元 東村山市立東村山第三中学校統括校長
井上貴雅 東村山市教育委員会教育部長（学校教育担当）
鈴木賢次 東村山市教育委員会統括指導主事

第3回（令和元年11月28日）

- ・ハンセン病補償法、問題基本法改正法について
- ・登米市立新田中学校の視察について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（社会教育、高等教育）
飯開輝久雄 合志市教育委員会人権啓発教育課長
近藤真紀子 香川県立保健医療大学教授

第4回（令和2年1月29日）

- ・文部科学省職員向け研修講話
黄光男 ハンセン病家族訴訟原告団副団長

第5回（令和2年2月26日）

- ・これまでの議論の整理について

第6回（令和3年3月4日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置要領改訂について
- ・文部科学省におけるこれまでの主な取組について
- ・今後考えられる取組について

第7回（令和3年4月19日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
佐久間建 都立武蔵台学園府中分教室教諭

第8回（令和3年6月17日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
大高俊一郎 国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長

第9回（令和3年9月30日）

- ・これまでの議論の整理について

視察①（令和元年10月16日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察②（令和元年11月20日）

- ・登米市立新田中学校
- ・国立療養所東北新生園

視察③（令和2年2月17日）

- ・国立療養所菊池恵楓園
- ・福岡県教育委員会

視察④（令和2年11月19日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察⑤（令和5年8月1日）

- ・国立療養所菊池恵楓園

視察⑥（令和6年6月25日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

<主に初等中等教育段階>

① ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

- 厚生労働省作成の**中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」**については、国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。また、**ハンセン病に関する講演等では小学校高学年の反応が良い**という意見がある。児童生徒の発達段階に応じたハンセン病に関する人権教育を充実させるため、今後、**小学校や中学校における指導事例**を周知する。

② ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

- 教員個人ではなく**教育委員会や学校の組織的なハンセン病に関する人権教育の取組**を促すため、引き続き、各都道府県等の人権教育担当者や人権教育指導者が集まる会議において、**国の施策動向や有用なコンテンツ等に関する情報提供**を図る。
- より**多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組める**よう、独立行政法人教職員支援機構において、指導の要点について学ぶことができる**オンライン研修教材の作成・配信**を進める。

<主に高等教育段階>

③ ハンセン病に係る教育に関する各大学の取組の把握と支援

- 大学におけるハンセン病に関する教育において参照・使用できるよう、**ハンセン病に関する教材**や、**国立ハンセン病資料館をはじめとする教育への協力を要請する国の施設・機関等を取りまとめ情報提供**を行う。
- 大学におけるハンセン病に係る教育の全体的な状況**について**調査・公表**する。※平成30年度大学改革状況調査において実施済み

<ハンセン病に関する学習のための基盤整備>

④ ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

- ハンセン病当事者の声**は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化やコロナ禍等により、当事者との直接交流には制約があるため、各所で収集している**当事者の映像や声が教育・研修等で活用されるよう周知**を行う。
- 引き続き厚労省・法務省と連携し、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、**中学生向けパンフレット**、法務省作成の**人権啓発動画及び冊子**、**国立ハンセン病資料館の学芸員等の講師派遣等**のハンセン病に関する人権教育に活用できる**資料等の周知**を行う。

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会（令和3年7月設置）

設置目的：ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資すること。

検討会

座長 ※有識者会議委員による互選

有識者会議：12名

委員長※検討会座長が兼任

- ・課題の整理、現状把握、要因分析
- ・報告書を作成

<構成員>

座長：内田博文九州大学名誉教授

徳田靖之ハンセン病訴訟西日本弁護士共同代表、

坂元茂樹(公財)人権教育啓発推進センター理事長、

○教育系 佐久間建都立武蔵台学園府中分教室教諭、

延和聰盈進(えいしん)学園盈進中学高等学校校長

<オブザーバー>

厚労省課長・文科省(男女課・児童生徒課)課長・法務省課長

※開催実績：

第1回 (R3.7.31)、第2回 (R3.8.24)

第3回 (R3.11.18)、第4回 (R4.3.17)

第5回 (R4.7.4)、第6回 (R4.11.9)

第7回 (R5.2.2)、第8回 (R5.2.20)

第9回 (R5.3.2)

報告

当事者市民部会：20名

委員長※互選

- ・国の啓発活動の評価
- ・今後の啓発活動の在り方について提言、有識者会議に報告

<構成員>

座長：訓覇浩(くるべ)ハンセン病市民学会共同代表・事務局

局長、豎山勲ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会事務局

局長、黄光男(ふあがんなむ)ハンセン病家族訴訟原告団副団長、他

<オブザーバー>

厚労省課長・文科省(男女課・児童生徒課)課長・法務省課長

報告書

※開催実績：

第1回 (R3.8.12)、第2回 (R3.10.5)

第3回 (R4.3.1)、第4回 (R4.3.8)

第5回 (R4.5.26)、第6回 (R4.12.8)

第7回 (R5.1.24)、第8回 (R5.2.14)

令和5年3月、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」が公表

ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の全体像

(※)ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として設置された検討会。
 なお、「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場」は本施策検討会の親会的位置づけである。

1. 施策の実施に当たって国等が前提とすべきこと

(1)基本認識の共有	(2)基本認識を明示する計画・プログラムの作成	(3)国を挙げた施策実施体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病に係る偏見差別は国の隔離政策によって作出助長された 偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族等を苦しめている 偏見差別の解消は、それを作出助長した責任に基づき、国全体での取り組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂の検討 <ul style="list-style-type: none"> 2002年の策定後、「ハンセン病患者・元患者等」の項目は、改訂なし 厚生労働省、法務省、文部科学省の「実施プログラム」の策定の検討(基本計画を補完) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省、法務省、文部科学省の各省単独の取り組みの解消 関連省庁が連携した国として継続性のある系統的な施策の実施

2. 個別・具体的な施策に対する提言

(1)全国的な実態調査	(2)行動・意識変容の促進	(3)被害の救済・回復	(4)被害者の「語り」の保障	(5)地方公共団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 偏見差別の現状を把握する住民意識調査 学校における差別被害の実態調査 ハンセン病人権教育の実施状況調査 療養所退所者の再入所の要因分析 資料分析結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> 家族訴訟の原告陳述書等、宿泊拒否事件の際の差別文書 	<ul style="list-style-type: none"> 各省の普及啓発に関する施策・事業の改善 教科書の記述の充実、学習指導要領の改訂 啓発資料等の活用 <ul style="list-style-type: none"> 教科書を補完する中学生用パンフレット、啓発シンポジウム、地方公共団体への委託事業、教育現場への情報発信、国立ハンセン病資料館等 授業担当者等の教育力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題に特化した相談窓口の拡大 法務省人権擁護機関の調査救済活動の見直し 人権侵犯事件における任意調査の是正 「差別」「差別被害」概念の是正 国連パリ原則に基づく国内人権機関の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の「語り」が果たす役割・意義の確認 当事者の「語り」の記録・保存・活用 「語り」に伴う負担・葛藤に対するサポート体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 退所者・家族等も対象に含めた里帰り・訪問事業の拡充 地方公共団体での相談体制・相談窓口の充実 病歴者・家族の語りを継承する「伝承者」の育成 地域の関係団体等によるハンセン病問題に関する意見交換会等の実施

3. 提言の実現に向けて

(1)PDCAサイクルの導入	(2)国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)の必要性
<ul style="list-style-type: none"> 対象:厚生労働省、法務省、文部科学省、地方公共団体等が実施する全ての事業 事業の目的と解決すべき課題を明確に定め、事業実施によって達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図る 新たな実施機関の必要性も検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病に係る偏見差別の解消を図るため、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による系統的な取り組みができる体制を構築 所管範囲:ハンセン病に係る偏見差別を解消するために必要な教育、啓発、人権救済・相談活動全般 組織形態:運営委員会と事務局を設置。運営委員会には相当数の当事者の参加を検討 実現に向けた検討課題:独立行政法人としての設立可能性(既存組織の改編・拡充、人員の確保と予算措置等)、ハンセン病問題に関わる既存組織・運動体や既存施策・事業等との調整 センター構想の実現に向けた検討組織を直ちに設置すべき

若年者に対する消費者教育について（総論）

概要

- 平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（令和5年3月28日閣議決定）。消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進やデジタル化への対応、消費者市民社会の一員としての行動の促進などの基本的視点が示されている。
- 成年年齢の引下げ（令和4年4月施行）を踏まえ、平成30年2月に「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を関係4省庁において決定（7月改訂）。平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進し、令和3年度は令和3年3月22日付で教育委員会等の関係機関に対して「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づく取組の推進について」を通知し、一層の取組を推進。令和4年度以降は「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針-消費者教育の実践・定着プラン-」に基づき関係省庁と連携して取組を推進。

消費者教育の推進に関する法律（平成24年8月成立、12月施行）

- 与野党の共同による議員立法により成立
- 消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定
- 主な内容
 - ・ 消費者教育及び消費者市民社会の定義、消費者教育の基本理念
 - ・ 国及び地方公共団体等の責務、財政措置
 - ・ 学校、大学等、地域における消費者教育の推進
 - ・ 国の消費者教育基本方針の策定、消費者教育推進会議の設置（H25.3）
 - ・ 地方公共団体の推進計画策定、消費者教育地域協議会の設置

消費者教育の推進に関する基本的な方針 （令和5年3月28日変更）

- ・ 内閣総理大臣・文部科学大臣が「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成し、閣議決定（平成25年6月28日）
- ・ 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容等に関する事項を定めるとともに、都道府県・市町村消費者教育推進計画の基本となるものとして作成（平成25～29年度の5年間）
- ・ 平成30年3月20日に、変更について閣議決定、「当面の重点事項」の一つとして「若年者への消費者教育」を示す（平成30～令和4年度の5年間）
- ・ 令和5年3月28日に、変更について閣議決定、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進やデジタル化への対応、消費者市民社会の一員としての行動の促進などの基本的視点が示されている（令和5～11年度の7年間）

- 消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第9条に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成。消費者教育推進会議及び消費者委員会からの意見聴取等を経て、閣議で決定。（平成25年6月に決定し、平成30年3月に変更）
- 基本方針＝消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- ・消費者の多様化（高齢化、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化等）
- ・デジタル化の進展（商品取引・サービス利用形態、情報取得・発信の変化等）
- ・持続可能な社会実現に向けた気運の高まり（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファッション等）
- ・自然災害等の緊急時対応（コロナ禍における不確かな情報の拡散等）

→ 消費者の自立支援＝合理的意思決定ができ、被害に遭わない
+ より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画） → **SDGsの達成にも不可欠**

・消費者のぜい弱性への対応、個人のWell-being向上の観点

II 消費者教育の推進の基本的な方向

今期の基本方針における基本的視点

- ・「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進
- ・消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応
- ・デジタル化への対応
- ・消費者市民社会の一員としての行動を促進

○体系的推進のための取組の方向

- ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な実施
- ⇒広く社会で、消費者の継続的な学びと考える力の獲得を支援することが重要
- 行動経済学や心理学の知見も踏まえ、まずは消費者が自身を知ることを促す観点も重要**
- ・消費者の多様な特性（年齢、性別、障がいの有無、国籍など）に応じたアプローチ
- ⇒不安をあおって契約させる商法（靈感商法）等、被害に遭いやすい手口・手法等について注意喚起、若年者等が相談しやすいメールやSNS等による消費生活相談の支援、多様な高齢者の実態やデジタル化を踏まえた一層の工夫、など
- ・デジタル化に対応した消費者教育の推進
- ⇒トラブルを回避する知識、批判的思考力、適切な情報収集・発信能力の高まり
- ポータルサイトでの情報提供・連携促進、最新のトラブル事例や教材の提供による担い手支援**
- ・消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供
- ⇒社会的課題を自分事として捉え、消費行動により課題解決ができるよう積極的に情報提供
- デジタルを活用した消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進
- 緊急時には、不確かな情報に基づく行動への注意喚起、適切な意見の伝え方等、合理的判断をするために必要な情報を提供

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等
- ・消費者と事業者

} 地域における多様な主体間のネットワーク化（結節点としての消費者教育推進地域協議会、コーディネーター）

○他の消費生活に関連する教育との連携推進（金融経済教育・法教育・情報教育・環境教育・食育・主権者教育等）

III 消費者教育の推進の内容

	様々な場における消費者教育	人材（担い手）の育成・活用
学校	<ul style="list-style-type: none"> （小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等） ・成年年齢引下げを踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底 ・外部講師の活用等の促進 ・デジタル教科書等に対応した教材提供 ・教科横断的な実践等好事例の周知 （大学・専門学校等） ・消費者教育の次世代の担い手育成の視点 ・学生主体による啓発活動等の取組事例の収集・提供 ・マルチ等消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識の提供 	<ul style="list-style-type: none"> （小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等） ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進 （大学等） ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うよう体制整備 ・社会教育施設等の活用 ・見守りネットワーク、消費生活協力員・協力団体等の仕組みを活用した推進 ・誰一人取り残されないデジタル化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体・NPO等による消費者教育 ・地域で活動する団体の情報提供等の支援 ・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のための、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が正しい知識を身に付け、普段から子供と家庭内で話すことで消費者被害を予防 ・家庭内で高齢者と情報共有、連携 	<ul style="list-style-type: none"> （消費者） ・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により消費者の自主的な相互の学びの取組を支援
職域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理 ・事業者向け消費者教育プログラムの開発 ・積極的に取り組む事業者の奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供 ・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

消費者教育コーディネーターの配置・育成

- ・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
- ・コーディネーター会議の開催による課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有

国による連携・協働の働きかけ

- ・若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働や、ネットワーク構築の促進

IV 関連する他の消費者施策との連携

- ・食品と放射能に関する理解増進
- ・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明 など

V 今後の消費者教育の計画的な推進

KPIの検討・設定

- ・実態調査や関係省庁のデータ等をいかしつつ、適切な指標を検討
- ・地方公共団体の推進計画での設定も促す

・都道府県、市町村の地域の特性に応じた推進計画策定等の推進・支援

・社会経済情勢の変化等に対応するため必要に応じ基本方針の変更を検討

消費者教育（被害の防止・救済関係）に関する主な内容

（学習指導要領解説抜粋）

○小学校【家庭科】

- ・買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことについて扱い、理解できるようにする。
- ・買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。

○中学校【技術・家庭科】

- ・消費者被害への対応について・・・誤った使い方などによる被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする。
- ・消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に係る被害を未然に防いだり、問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようにしたりするためであることを理解できるようにする。

○高等学校【家庭科（家庭基礎）】

- ・消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする。
- ・契約の重要性については、・・・未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、・・・消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、・・・クーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、一方的に契約をやめることなど、具体的な救済方法について理解できるようにする。
- ・消費者保護の仕組みについては、・・・消費生活センターについて取り上げ、その役割や機能・・・消費者契約法などの被害救済のための基本的な法規・・・についても理解できるようにする。

○高等学校【公民科（公共）】

- ・契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。
- ・消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、・・・消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。



学習指導要領等
（文科省HP）

1. 学習指導要領における消費者教育の充実

- 平成29年及び30年に公示された学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実。

2. 高等学校における履修年次について

高等学校学習指導要領において、

- 家庭科の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。
- 公民科の科目「公共」を、第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。



高校生が成年年齢に達する前に、
より充実した消費者教育を学習する
機会を確保

1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許状取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を踏まえた消費者教育に関する内容の充実について全国の大学等に周知したところ（令和5年3月）。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭科教育論、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

2. 現職教員研修について

- （独）教職員支援機構において、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の活用方法や、求められる消費者教育の内容、効果的な消費者教育の進め方など、消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地点: top > 動画教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

掲載日: 令和5年10月2日 **校内研修シリーズ**

消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

消費者教育 (鳴門教育大学 教授 坂本有芳) : 校内研修シリーズ No.133
校内研修シリーズ 共有

消費者教育

鳴門教育大学
教授
坂本 有芳

見る YouTube

消費者教育教材「社会への扉」

- 高等学校段階までに、**契約に関する基本的な考え方**や**契約に伴う責任**を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として**主体的に判断し責任を持って行動できるような能力**を育むことを目的に作成。
- パワーポイント版、確認シート、活用事例集、研修動画（生徒用、教師用）、関連教材を提供。

【生徒用教材】

社会への扉

- 自分の名前で作成できる
- 消費生活センターを活用できる
- 消費者の行動が社会を変えることに貢献

12のクイズで学ぶ自立した消費者

目次

消費者が社会へ	1
契約について理解しよう	3
買い物について理解しよう	7
暮らしの安全について理解しよう	9
消費生活センターについて理解しよう	10
あなたの行動が社会を変える!	11

- 消費生活に関する12のクイズ、契約、お金、暮らしの安全、消費生活センターと消費者市民社会に関する内容を掲載。

3 契約をやめる 未成年者取消

Q3 A3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを買った。この契約は取り消せる?

▶ **未成年者取消しができる。**

◎ 社会経験の少ない未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合は、契約を取り消すことができる。

◎ 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる。

◎ 取消したより、未成年者は買った商品があれば事業者に返品し、支払った代金が戻れば済む。

◎ ただし、小さい金額の少量な契約、成人であると判断しづつ買った、法定代理人の同意がある場合とワンセットになった場合は、未成年者取消しができない。

◎ 未成年者取消しと消費者教育
事業者にとっては、未成年者契約で買戻された商品が在庫として残る。そこで、**消費者教育**を実施し、**消費者が安心して買戻しできる仕組み**の構築がポイントとなる。

▶ 消費生活センターが活用できる! 消費生活センター (C118)

【確認シート】

(契約編/お金・暮らしの安全編)

社会への扉 (契約編)

2022年(令和4年)4月1日からの改正民法の一部を改正する法律が公布された。この改正民法の一部を改正する法律は「民法(一部)改正法」として、平成30年(令和2年)6月15日に公布された。改正民法の一部を改正する法律は、平成30年(令和2年)6月15日に公布された。

Q1 店で買った物をするとき、契約が成立するのはいつ?

Q2 店で商品を買ったが、使らなくなって取り消した。取り消せる?

Q3 7万円のスマートフォンを、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを買った。この契約は取り消せる?

Q4 買った商品が壊れた。返金や修理を請求する権利がある。どこまで請求できる?

Q5 消費生活について相談したいときにかかる電話料金は?

社会への扉 (お金の暮らしの安全編)

2022年(令和4年)4月1日からの改正民法の一部を改正する法律が公布された。この改正民法の一部を改正する法律は「民法(一部)改正法」として、平成30年(令和2年)6月15日に公布された。改正民法の一部を改正する法律は、平成30年(令和2年)6月15日に公布された。

Q1 買った物をした後日に代金を支払うことになるのはいつ?

Q2 クレジットカードの支払方法で、1つ2つの商品が壊れたらどうする?

Q3 「おまけもつがる設置」ってあるの?

Q4 契約による事故が発生したとき事業者を責めることができる?

Q5 消費生活について相談したいときにかかる電話料金は?

【動画講座】(生徒用、教師用)

あなたの行動が社会を変える!

消費生活センターが提供する、消費者教育に関する動画講座。消費者教育の重要性や、消費者の権利と責任について、わかりやすく解説しています。

校内研修シリーズ

消費者教育

専門教育大学 教授 坂本 有芳

【教師用解説書】

社会への扉 教師用解説書

目次

はじめに: 消費者教育の重要性と本教材の活用方法	1
本教材に関する基本的な事項	2
解説書「目次」の読み方	3
12のクイズの解説(1)消費者教育	7
12のクイズの解説(2)消費者教育	9
12のクイズの解説(3)消費者教育	10
12のクイズの解説(4)消費者教育	11
12のクイズの解説(5)消費者教育	12
12のクイズの解説(6)消費者教育	13
12のクイズの解説(7)消費者教育	14
12のクイズの解説(8)消費者教育	15
12のクイズの解説(9)消費者教育	16
12のクイズの解説(10)消費者教育	17
12のクイズの解説(11)消費者教育	18
12のクイズの解説(12)消費者教育	19
12のクイズの解説(13)消費者教育	20
12のクイズの解説(14)消費者教育	21
12のクイズの解説(15)消費者教育	22
12のクイズの解説(16)消費者教育	23
12のクイズの解説(17)消費者教育	24
12のクイズの解説(18)消費者教育	25
12のクイズの解説(19)消費者教育	26
12のクイズの解説(20)消費者教育	27
12のクイズの解説(21)消費者教育	28
12のクイズの解説(22)消費者教育	29
12のクイズの解説(23)消費者教育	30
12のクイズの解説(24)消費者教育	31
12のクイズの解説(25)消費者教育	32
12のクイズの解説(26)消費者教育	33
12のクイズの解説(27)消費者教育	34
12のクイズの解説(28)消費者教育	35
12のクイズの解説(29)消費者教育	36
12のクイズの解説(30)消費者教育	37
12のクイズの解説(31)消費者教育	38
12のクイズの解説(32)消費者教育	39
12のクイズの解説(33)消費者教育	40
12のクイズの解説(34)消費者教育	41
12のクイズの解説(35)消費者教育	42
12のクイズの解説(36)消費者教育	43
12のクイズの解説(37)消費者教育	44
12のクイズの解説(38)消費者教育	45
12のクイズの解説(39)消費者教育	46
12のクイズの解説(40)消費者教育	47
12のクイズの解説(41)消費者教育	48
12のクイズの解説(42)消費者教育	49
12のクイズの解説(43)消費者教育	50
12のクイズの解説(44)消費者教育	51
12のクイズの解説(45)消費者教育	52
12のクイズの解説(46)消費者教育	53
12のクイズの解説(47)消費者教育	54
12のクイズの解説(48)消費者教育	55
12のクイズの解説(49)消費者教育	56
12のクイズの解説(50)消費者教育	57
12のクイズの解説(51)消費者教育	58
12のクイズの解説(52)消費者教育	59
12のクイズの解説(53)消費者教育	60
12のクイズの解説(54)消費者教育	61
12のクイズの解説(55)消費者教育	62
12のクイズの解説(56)消費者教育	63
12のクイズの解説(57)消費者教育	64
12のクイズの解説(58)消費者教育	65
12のクイズの解説(59)消費者教育	66
12のクイズの解説(60)消費者教育	67
12のクイズの解説(61)消費者教育	68
12のクイズの解説(62)消費者教育	69
12のクイズの解説(63)消費者教育	70
12のクイズの解説(64)消費者教育	71
12のクイズの解説(65)消費者教育	72
12のクイズの解説(66)消費者教育	73
12のクイズの解説(67)消費者教育	74
12のクイズの解説(68)消費者教育	75
12のクイズの解説(69)消費者教育	76
12のクイズの解説(70)消費者教育	77
12のクイズの解説(71)消費者教育	78
12のクイズの解説(72)消費者教育	79
12のクイズの解説(73)消費者教育	80
12のクイズの解説(74)消費者教育	81
12のクイズの解説(75)消費者教育	82
12のクイズの解説(76)消費者教育	83
12のクイズの解説(77)消費者教育	84
12のクイズの解説(78)消費者教育	85
12のクイズの解説(79)消費者教育	86
12のクイズの解説(80)消費者教育	87
12のクイズの解説(81)消費者教育	88
12のクイズの解説(82)消費者教育	89
12のクイズの解説(83)消費者教育	90
12のクイズの解説(84)消費者教育	91
12のクイズの解説(85)消費者教育	92
12のクイズの解説(86)消費者教育	93
12のクイズの解説(87)消費者教育	94
12のクイズの解説(88)消費者教育	95
12のクイズの解説(89)消費者教育	96
12のクイズの解説(90)消費者教育	97
12のクイズの解説(91)消費者教育	98
12のクイズの解説(92)消費者教育	99
12のクイズの解説(93)消費者教育	100

- 生徒用教材の解説のほか、授業展開例（公民科、家庭科）を掲載。

公民科 [公共] 消費者教育の授業展開例

I 1時間版 (ワークシートを参照)

1 導入
消費者教育の重要性と本教材の活用方法について、多岐にわたる学習活動を通して、消費者としての意識を高め、消費者教育の重要性を認識させる。

2 本教材の活用方法
消費者教育の重要性と本教材の活用方法について、多岐にわたる学習活動を通して、消費者としての意識を高め、消費者教育の重要性を認識させる。

3 本教材の活用方法
消費者教育の重要性と本教材の活用方法について、多岐にわたる学習活動を通して、消費者としての意識を高め、消費者教育の重要性を認識させる。

4 本教材の活用方法
消費者教育の重要性と本教材の活用方法について、多岐にわたる学習活動を通して、消費者としての意識を高め、消費者教育の重要性を認識させる。

5 本教材の活用方法
消費者教育の重要性と本教材の活用方法について、多岐にわたる学習活動を通して、消費者としての意識を高め、消費者教育の重要性を認識させる。

【活用事例集】

平成30年度 消費者教育教材「社会への扉」の徳島県における実践事例

平成30年4月

活用事例集

目次

はじめに	P.1
事例1 契約について学ぶ事例	P.2
事例2 公民科に活用した事例	P.8
事例3 家庭科に活用した事例	P.13

徳島県 消費生活センター

【特別支援学校向け教材】 【音声読み上げ用テキスト】

基礎編テーマ① 買い物・契約の基本

買い物・契約の基本

1 契約の成立
2 契約の解除
3 契約の不履行
4 契約の責任
5 契約の終了

消費生活センター

消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

? 中学・高校で・・・
授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

? 大学で・・・
学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

? 地域で・・・
消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣



【本件担当】文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係
電話 03-5253-4111(2260)
メール consumer@mext.go.jp

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

2. 幼児期の発達の特徴

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わるにより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。

遊びは学び 学びは遊び
“やってみたいが学びの芽”



(動画コンテンツへリンク)

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

(2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。(参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特徴や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要92。

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

(5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることを見込まれる中、国においては、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少を続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきた役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

3. 幼児教育施設への支援体制

- ・地方自治体において、
 - 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
 - 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
 - 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進
- ・国において、
 - 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進
 - 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
 - NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
 - 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

特別講座

令和6年度文部科学省委託事業

リーディングDXスクール事業 公開学習会



開催日時：令和7年1月7日（火）

15:30～16:30

事前申込フォーム

<https://forms.gle/eT1wojY8bE6mrzg17>

※講師等の準備の関係上、必ず事前申込をお願いします。



これからのGIGA!!!

教科の学びをどう深める!?



田村 学 氏

文部科学省 初等中等教育局
主任視学官



ファシリテーター
堀田 龍也 氏

東京学芸大学
教職大学院教授・学長特別補佐
リーディングDXスクール事業企画委員長

Zoom接続先

※講師等の準備の関係上、必ず申込をお願いします。

<https://zoom.us/j/96529214464>

ミーティングID: 965 2921 4464 パスワード: LeadingDX

リーディングDXスクール事業は、GIGAスクールの標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十分に活用し、児童生徒の情報活用能力の向上を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務DXを行い、全国に事例を展開する事業です。地域や校種を超えて様々な取組を参考にし、学校での端末の「普段使い」による教育活動の更なる推進にお役立ててください。

リーディングDXスクール事業事務局

✉ LeadingDXSchool-event@edu-uchida.jp

本事業に関するメルマガを受信希望の方は、以下URLか右のQRコードから是非ご登録ください。

<https://forms.gle/3T3FLyysQ63h76PB8>



文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム